

地域活性化に関する行政評価・監視
結果に基づく勧告

平成28年7月

総務省

前書き

本行政評価・監視は、我が国が直面する地方創生・人口減少克服といった構造的な課題に対して、国と地方が総力を挙げて取り組むことが求められている中、我が国の人口移動の現状やこれまで講じられてきた地域活性化(地域再生、都市再生、中心市街地活性化等) 施策の実施状況、国の支援施策の活用状況、効果の発現状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

I	調査の趣旨	3
II	調査の結果	5
1	人口移動の状況及びその要因等	5
	(1) 人口移動の状況	6
	(2) 地方都市における人口の増減要因等	13
	(3) 地方都市における人口等の増加・維持のための取組の状況	15
2	地方都市における地域活性化3計画の実施状況	19
	(1) 実施概況、国の支援施策の活用状況	19
	(2) 効果の発現状況	24
	(3) 効果の発現状況の的確な把握	37
	(4) 効果的に計画を作成・実施するに当たって重要な取組（地域住民等との連携、中間評価を踏まえた見直し等）の推進	52
	(5) 計画期間中に発現した効果を持続させていく取組の推進	61
3	地域再生計画における申請手続の簡素合理化	64

<用語の説明（地域活性化3計画の概要）>

（地域活性化3計画）

本勧告における「地域活性化3計画」とは次の3計画をいう。

① 地域再生計画

社会経済情勢の変化に対応した、地方公共団体の自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を図るための計画（地域再生法（平成17年法律第24号）第1条及び第5条第1項）

② 都市再生整備計画

社会経済情勢の変化に対応した、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上に必要な公共公益施設等を市町村が重点的に整備するための計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都市再生法」という。）第1条及び第46条第1項）

③ 中心市街地活性化基本計画

社会経済情勢の変化に対応した、中心市街地（注）における都市機能の増進及び経済活力の向上に関する施策を市町村が総合的かつ一体的に推進するための計画（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第1条及び第9条第1項）

（注）中心市街地とは、i）相当数の小売業者及び相当程度の都市機能が集積し、市町村の中心としての役割を果たし、ii）機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生じるおそれがあり、iii）都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが当該市町村等の発展にとって有効かつ適切と認められる市街地をいう。

（特別の措置）

地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画を作成した地方公共団体がそれらを国に申請して認定を受け、又は都市再生整備計画を作成した市町村がそれを国に提出することによって、次の措置が講じられることになっている。

- ① 地域再生法第5章の規定に基づく特別の措置及び地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）5の6）に基づく認定と連動して実施する支援

措置

- ② 都市再生法第 47 条第 2 項の規定に基づく交付金の交付
- ③ 中心市街地活性化法第 4 章の規定に基づく特別の措置及び「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定。以下「中心市街地活性化基本方針」という。）第 2 章 5(2) 及び(3)に基づく認定と連携した支援措置等

以下、上記①から③までを「特別の措置」という。

I 調査の趣旨

地域活性化施策について、国は、従前から様々な取組を実施しており、平成 19 年 10 月、地方における人口減少の悪循環を断ち切る等のため、内閣に置かれた地域再生などの実施体制を統合し、地方の再生に向けた戦略を一元的に立案し、実行する体制として、内閣官房地域活性化統合事務局を設置し、地域活性化 3 計画（注 1）を始めとした取組を推進してきた（注 2）。

また、「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）において、「中心市と周辺市町村が協定により役割分担する『定住自立圏構想』の実現に向けて、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し人口の流出を食い止める方策を、各府省連携して講ずる」とされ、これを踏まえ、「定住自立圏構想推進要綱」（平成 20 年 12 月 26 日付け総務事務次官通知）（注 3）が示され、これに基づく取組が進められている。

さらに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）」（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定。以下「総合戦略」という。）においては、「定住自立圏については、その果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築する」とされている。また、総合戦略では、「明確な P D C A メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う」とされ、施策の推進に当たっての P D C A サイクルの重要性が示されている。

こうした状況を踏まえ、関係施策の効果的な実施に資する観点から、定住自立圏における中心市の要件（注 3）に該当する市（以下「地方都市」という。）を中心に、人口移動の現状やこれまで講じられた地域活性化施策の実施状況、国の支援施策の活用状況、効果の発現状況等を調査、分析することとした。

（注 1）各法律に基づく制度が創設されてから平成 26 年度までの全国の地方公共団体における計画の作成状況は、次のとおりである。

- ① 地域再生法第 5 条第 16 項の規定に基づき内閣総理大臣に認定された地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）は、平成 17 年度から 26 年度までに 1,870 計画
- ② 都市再生法第 47 条第 2 項の規定に基づき国土交通大臣に提出され、交付金が充てられた都市再生整備計画は、平成 16 年度から 26 年度までに 2,563 計画
- ③ 中心市街地活性化法第 9 条第 10 項の規定に基づき内閣総理大臣に認定された中心市

街地活性化基本計画（以下「認定基本計画」という。）は、平成 18 年度から 26 年度までに 177 計画

(注 2) 内閣官房地域活性化統合事務局は、平成 27 年 1 月 20 日に内閣府地方創生推進室に再編され、さらに、28 年 4 月 1 日には内閣府地方創生推進事務局に改組された。従前、地域活性化統合事務局が担ってきた地域活性化 3 計画に関する事務は、現在、内閣府地方創生推進事務局において、同様に行われている。

(注 3) 定住自立圏構想推進要綱によると、定住自立圏の中心市の要件は次の①から③までの全てを満たす必要があり、要件を満たす市は平成 27 年 4 月 1 日現在 262 市となっている。

- ① 人口が 5 万人程度以上であること
- ② 昼間人口を夜間人口で除して得た数値が 1 以上であること
- ③ 当該市の所在する地域について、次のいずれかに該当するもの
 - i) 「国土利用計画（全国計画）第 4 次」（平成 20 年 7 月 4 日閣議決定）における三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）の区域外に所在すること
 - ii) 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「政令指定都市」という。）又は東京都特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数又は通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値（以下「通勤通学者の割合」という。）が 0.1 未満であること

また、「中心市に係る特例について（通知）」（平成 25 年 3 月 29 日付け総行応第 39 号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知）において、後背地に国立公園や国定公園を有するなど当該通知に定める要件を満たす市については、上記の要件を満たさない場合でも、中心市の要件を満たしたものとみなすとしている。

Ⅱ 調査結果

1 人口移動の状況及びその要因等

全国の市区町村を、大都市圏と地方圏（注1）に区分し、地方圏を、地方都市とその他の市区町村（周辺等市町村）に区分し、さらに、大都市圏、地方圏それぞれについて、政令指定都市又は東京都特別区への通勤通学者の割合が一定以上の市区町村を、それぞれ大都市通勤圏、政令市通勤圏（注2）として区分し、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（総務省自治行政局。以下「住民基本台帳調査」という。）の平成24年から26年までのデータ及び「住民基本台帳人口移動報告」（総務省統計局）参考表の24年から27年までのデータ（注3）を基に、社会増減、人口移動の状況等を分析した。

また、地方都市262市に対して、社会増減の要因、これまで取り組んだ人口等の増加・維持に効果のあった施策などについて書面調査を実施し、分析した。

（注1）「大都市圏」とは、国土利用計画に基づく三大都市圏の区域内に所在する市区町村で地方都市に該当しない市区町村をいい、「地方圏」とは、大都市圏の区域外の市区町村をいう。

（注2）「大都市通勤圏」とは、大都市圏の区域内に所在する市区町村で、大都市圏の区域内に所在する政令指定都市、東京都特別区及びこれらの市区への通勤通学者の割合が10%以上となる市区町村をいう。

「政令市通勤圏」とは、地方圏の区域内に所在する市区町村で、政令指定都市、東京都特別区及びこれらの市区への通勤通学者の割合が1.5%以上の市区町村並びにこれらの市区町村に囲まれている市区町村をいう。

（注3）住民基本台帳調査においては、住民基本台帳制度の改正を踏まえ、平成24年から外国人住民を集計対象とする変更が行われている（これにより平成24年は全国で約200万人の社会増となっている）ことから、本勧告では、この集計対象の変更による影響を除いて分析を行うため、住民基本台帳調査の日本人住民のデータを用いている。

また、住民基本台帳人口移動報告の参考表は、日本人の国内移動の実態を取りまとめたものである。

さらに、「住民基本台帳調査の転入・転出者」及び「住民基本台帳人口移動報告の移動者」はともに、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による転入届等を基にしているため、本勧告の移動者数及び転入・転出者数（転入・転出者数を元に算出した社会増減の数も含む。）には、政令指定都市内の行政区から行政区への移動者（転入・転出者）も含まれている。一方、市区町村数については、東京都特別区は23市区町村として集計しているが、政令指定都市は、行政区単位ではなく、市単位で集計し

ている（例：横浜市の行政区は18区あるが、横浜市1市として集計）。

（分析結果）

（1）人口移動の状況

ア 社会増減

（7）大都市圏・地方圏別の社会増減

平成24年から26年までの3年間の社会増減をみると、大都市圏では26.1万人（0.4%）の増（注1）、地方圏では31.2万人（0.5%）の減となっている。さらに、大都市圏を東京圏、名古屋圏及び大阪圏（注2）に、地方圏を地方都市・周辺等市町村にそれぞれ区分してみると、東京圏では27.0万人（0.8%）の増、名古屋圏では0.3万人（0.0%）の増、大阪圏では1.2万人（0.1%）の減、地方都市では12.3万人（0.3%）の減、周辺等市町村では18.8万人（0.8%）の減となっている。

また、3年連続で社会減の市区町村数をみると、大都市圏では453市区町村のうち220市区町村（48.6%）と約半数、地方圏では1,288市区町村のうち873市区町村（67.8%）と約7割、さらに、大都市圏を東京圏、名古屋圏及び大阪圏に、地方圏を地方都市・周辺等市町村に区分してみると、東京圏では207市区町村のうち76市区町村（36.7%）、名古屋圏では106市区町村のうち50市区町村（47.2%）、大阪圏では140市区町村のうち94市区町村（67.1%）、地方都市では262市のうち191市（72.9%）、周辺等市町村では1,026市区町村のうち682市区町村（66.5%）となっている。

（注1）本項目では、別途単位を表記している場合を除き、人数表記は千人未満を切捨てたものを、%表記は小数第2位を四捨五入したものを記載している。

（注2）「東京圏」は、大都市圏のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県内に所在する市区町村を、「名古屋圏」は、大都市圏のうち、岐阜県、愛知県及び三重県内に所在する市区町村を、「大阪圏」は、大都市圏のうち、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県内に所在する市区町村をいう。

（イ）通勤圏・通勤圏外別の社会増減

① 平成24年から26年までの3年間の社会増減について、大都市圏を大

都市通勤圏・大都市通勤圏外別にみると、大都市通勤圏では 30.2 万人 (0.6%) の増、大都市通勤圏外では 4.0 万人 (0.8%) の減となっている。また、3 年連続で社会減の市区町村数は、大都市通勤圏では 295 市区町村のうち 109 市区町村 (36.9%)、大都市通勤圏外では 158 市区町村のうち 111 市区町村 (70.3%) となっている。

- ② 地方圏を政令市通勤圏・政令市通勤圏外別にみると、政令市通勤圏では 1.6 万人 (0.1%) の増、政令市通勤圏外では 32.8 万人 (0.8%) の減となっている。また、3 年連続で社会減の市区町村数は、政令市通勤圏では 256 市区町村のうち 135 市区町村 (52.7%)、政令市通勤圏外では 1,032 市区町村のうち 738 市区町村 (71.5%) となっている。
- ③ 地方圏のうち地方都市を政令市通勤圏・政令市通勤圏外別にみると、政令市通勤圏では 2.9 万人 (0.2%) の増、政令市通勤圏外では 15.3 万人 (0.6%) の減となっている。また、3 年連続で社会減の市区町村数は、政令市通勤圏では 70 市区町村のうち 41 市区町村 (58.6%)、政令市通勤圏外では 192 市区町村のうち 150 市区町村 (78.1%) となっている。

このように、全国では 1,741 市区町村のうち 1,093 市区町村 (62.8%) が 3 年連続で社会減となっている中で、大都市圏では約半数の市区町村が 3 年連続で社会減、地方圏では約 7 割の市区町村が 3 年連続で社会減であり、また、大都市圏・地方圏ともに通勤圏では、それぞれ通勤圏外と比べて 3 年連続で社会減の市区町村の割合は小さい。一方、全国では 1,741 市区町村のうち 218 市区町村 (12.5%) が 3 年連続で社会増となっている中で、大都市通勤圏では 295 市区町村のうち 102 市区町村 (34.6%)、大都市通勤圏外では 158 市区町村のうち 15 市区町村 (9.5%)、政令市通勤圏では 256 市区町村のうち 44 市区町村 (17.2%)、政令市通勤圏外では 1,032 市区町村のうち 57 市区町村 (5.5%) が社会増であり、大都市圏・地方圏ともに通勤圏では、それぞれ通勤圏外と比べて 3 年連続で社会増の市区町村の割合は大きい。

イ 人口移動

人口移動について、平成 24 年から 27 年までの 4 年間の年平均移動者数を基に分析した結果は次のとおりである。

(7) 大都市圏・地方圏等別の人口移動

- ① 大都市圏では、266.7 万人が他の市区町村に移動しており、地方圏へ 31.0 万人（うち地方都市へ 27.2 万人、周辺等市町村へ 3.8 万人）、大都市圏内の他の市区町村へ 203.1 万人が移動していた。

これに転入・転出者数が極めて少ないため個人が特定される可能性があるとして統計上秘匿処理されている者（注）を勘案すると、移動者数は、地方圏へ 31.0 万人から 63.6 万人（うち地方都市へ 27.2 万人から 51.1 万人、周辺等市町村へ 3.8 万人から 28.5 万人）、大都市圏内の他の市区町村へ 203.1 万人から 235.7 万人までの範囲となり、大都市圏内での移動者が最も多い。一方、地方都市への移動者と周辺等市町村への移動者とを比較すると、周辺等市町村への移動者の最大値 28.5 万人は、地方都市への移動者の最小値 27.2 万人を計算上は上回るものの、どちらへの移動者が多いか確定するため、東京圏に 1 都 3 県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の区域内に所在する地方都市 5 市を含めた人口移動の状況や当該 5 市の移動者数を踏まえて分析すると、大都市圏からは、周辺等市町村よりも地方都市への移動者が多い。

- ② 地方圏では、232.8 万人が他の市区町村に移動しており、大都市圏へ 39.0 万人、地方圏内の他の市区町村へ 143.2 万人が移動していた。

これに秘匿処理されている者を勘案すると、移動者数は、大都市圏へ 39.0 万人から 73.4 万人、地方圏内の他の市区町村へ 143.2 万人から 191.9 万人までの範囲となり、地方圏内での移動者が最も多い。

- ③ 地方圏を地方都市・周辺等市町村別にみると、次のとおりであった。

- i) 地方都市では、157.2 万人が他の市区町村に移動しており、大都市圏へ 34.0 万人、周辺等市町村へ 27.0 万人、他の地方都市へ 72.3 万人が移動していた。

これに秘匿処理されている者を勘案すると、移動者数は、大都市圏へ 34.0 万人から 57.8 万人、周辺等市町村へ 27.0 万人から 50.8 万人、

他の地方都市へ72.3万人から96.1万人までの範囲となり、他の地方都市への移動者が最も多い。

ii) 周辺等市町村では、75.6万人が他の市区町村に移動しており、地方都市へ29.9万人、大都市圏へ5.0万人、他の周辺等市町村へ13.9万人が移動していた。

これに秘匿処理されている者を勘案すると、移動者数は、地方都市へ29.9万人から53.8万人、大都市圏へ5.0万人から31.7万人、他の周辺等市町村へ13.9万人から38.7万人までの範囲となり、大都市圏への移動者の最大値31.7万人は、地方都市への移動者の最小値29.9万人を計算上は上回るものの、1都3県における人口移動の状況や1都3県内の地方都市5市の移動者数を踏まえると、周辺等市町村からは、大都市圏よりも地方都市への移動者が多い。

④ 転入超過が続いている東京圏について、平成24年から27年までの人口移動の状況をみると、東京圏への移動者は26年に減少したものの27年は対24年比で5.0万人の増であり、東京圏からの移動者は増減はあるものの27年は対24年比で0.1万人の減となっている。また、転入超過数は24年が6.8万人であるのに対して、27年は11.9万人と約1.8倍になっていた。

i) 東京圏への移動者数について分析したところ、176.6万人が他の市区町村から移動してきており、東京圏内の他の市区町村から123.7万人、地方都市から20.3万人、大阪圏から6.0万人、周辺等市町村から3.0万人、名古屋圏から2.4万人が移動していた。

これに秘匿処理されている者を勘案すると、移動者数は、東京圏内の他の市区町村から123.7万人から142.6万人、地方都市から20.3万人から41.2万人、大阪圏から6.0万人から14.5万人、周辺等市町村から3.0万人から24.0万人、名古屋圏から2.4万人から7.6万人までの範囲となり、東京圏内の他の市区町村からの移動者が最も多い。一方、地方都市からの移動者と周辺等市町村からの移動者を比較すると、周辺等市町村からの移動者の最大値24.0万人は、地方都市からの移動者の最小値20.3万人を計算上は上回るものの、1都3県にお

る人口移動の状況や1都3県内の地方都市5市の移動者数を踏まえると、東京圏へは、東京圏内の他の市区町村からに次いで地方都市からの移動者が多い。

- ii) 東京圏からの移動者数について分析したところ、166.7万人が他の市区町村に移動しており、東京圏内の他の市区町村へ123.7万人、地方都市へ15.3万人、大阪圏へ4.5万人、周辺等市町村へ2.2万人、名古屋圏へ1.9万人が移動していた。

これに秘匿処理されている者を勘案すると、移動者数は、東京圏内の他の市区町村へ123.7万人から142.6万人、地方都市へ15.3万人から34.2万人、大阪圏へ4.5万人から12.7万人、周辺等市町村へ2.2万人から21.0万人、名古屋圏へ1.9万人から7.1万人までの範囲となり、東京圏内の他の市区町村への移動者が最も多い。

(注) 住民基本台帳人口移動報告の参考表では、前住市区町村（又は現住市区町村）別に男女計の年齢階級計の移動者数が極めて少ない市区町村は、「その他の区」、「その他の市町村」又は「その他の県」という形で市区町村名が秘匿処理されている。このため、移動先が特定できる移動者を合計しても移動者の総計と一致しない。

(イ) 通勤圏・通勤圏外別の人口移動

- ① 政令市通勤圏では、104.6万人が他の市区町村に移動しており、政令市通勤圏内の他の市区町村へ55.0万人、政令市通勤圏外へ13.6万人、大都市圏へ21.1万人が移動していた。

これに秘匿処理されている者を勘案すると、移動者数は、政令市通勤圏内の他の市区町村へ55.0万人から69.8万人、政令市通勤圏外へ13.6万人から28.4万人、大都市圏へ21.1万人から35.9万人までの範囲となり、政令市通勤圏内の他の市区町村への移動者が最も多い。

- ② 政令市通勤圏を地方都市・周辺等市町村別にみると、次のとおりであった。

- i) 政令市通勤圏内の地方都市では、79.2万人が他の市区町村に移動しており、大都市圏へ18.5万人、周辺等市町村へ11.4万人（うち政令市通勤圏内へ8.3万人、政令市通勤圏外へ3.0万人）、他の地方都市へ41.7万人（うち政令市通勤圏内へ33.2万人、政令市通勤圏外へ8.5

万人) が移動していた。

これに秘匿処理されている者を勘案すると、移動者数は、大都市圏へ18.5万人から26.0万人、周辺等市町村へ11.4万人から18.9万人(うち政令市通勤圏内へ8.3万人から15.4万人、政令市通勤圏外へ3.0万人から10.5万人)、他の地方都市へ41.7万人から49.2万人(うち政令市通勤圏内へ33.2万人から40.7万人、政令市通勤圏外へ8.5万人から16.0万人)までの範囲となり、他の地方都市への移動者が最も多く、その中でも政令市通勤圏内の他の地方都市への移動者が最も多い。

ii) 政令市通勤圏内の周辺等市町村では、25.4万人が他の市区町村に移動しており、地方都市へ10.0万人(うち政令市通勤圏内へ8.5万人、政令市通勤圏外へ1.4万人)、大都市圏へ2.5万人、他の周辺等市町村へ5.4万人(うち政令市通勤圏内へ4.9万人、政令市通勤圏外へ0.5万人)が移動していた。

これに秘匿処理されている者を勘案すると、移動者数は、地方都市へ10.0万人から17.3万人(うち政令市通勤圏内へ8.5万人から15.8万人、政令市通勤圏外へ1.4万人から8.7万人)、大都市圏へ2.5万人から9.8万人、他の周辺等市町村へ5.4万人から12.7万人(うち政令市通勤圏内へ4.9万人から12.0万人、政令市通勤圏外へ0.5万人から7.8万人)までの範囲となり、大都市圏より地方都市への移動者が多い。

③ 大都市通勤圏、大都市通勤圏外及び政令市通勤圏外について、人口移動の状況をみたところ、次のとおりであった。

i) 大都市通勤圏及び政令市通勤圏外では、秘匿処理されている者を勘案すると、それぞれ同一圏内の他の市区町村への移動者が最も多い。

ii) 政令市通勤圏外の地方都市では、秘匿処理されている者を勘案すると、大都市圏へ15.4万人から31.7万人、周辺等市町村へ15.6万人から31.9万人(うち政令市通勤圏内へ1.7万人から8.8万人、政令市通勤圏外へ13.8万人から30.1万人)、他の地方都市へ30.6万人から46.9万人(うち政令市通勤圏内へ10.7万人から18.5万人、政令

市通勤圏外へ19.9万人から35.9万人)までの範囲となり、周辺等市町村への移動者の最大値31.9万人は、地方都市への移動者の最小値30.6万人(うち政令市通勤圏内10.7万人、政令市通勤圏外19.9万人)を計算上1.3万人上回るものの、移動先が特定されている者の状況をも踏まえると、他の地方都市への移動者が最も多いと推定され、地方都市の中では政令市通勤圏よりも政令市通勤圏外の他の地方都市への移動者の方が多い。

iii) 政令市通勤圏外の周辺等市町村では、秘匿処理されている者を勘案すると、地方都市へ19.8万人から39.2万人(うち政令市通勤圏内へ4.3万人から12.2万人、政令市通勤圏外へ15.4万人から31.5万人)、大都市圏へ2.4万人から21.8万人、他の周辺等市町村へ8.4万人から27.9万人(うち政令市通勤圏内へ0.8万人から7.9万人、政令市通勤圏外へ7.6万人から25.3万人)までの範囲となり、大都市圏への移動者の最大値21.8万人は、地方都市への移動者の最小値19.8万人を計算上2.0万人上回るものの、移動先が特定されている者の状況をも踏まえると、大都市圏より地方都市への移動者が多いと推定される。

iv) 大都市通勤圏外では、どこへの移動者が最も多いか、また、大都市通勤圏及び大都市通勤圏外では、地方圏への移動者のうち地方都市と周辺等市町村のどちらへの移動者が多いかについてもみたところ、いずれも秘匿処理されている者を勘案すると判断困難であった。

地方都市への移動者は、秘匿処理されている者も含め、全国の年平均移動者数499.5万人のうち30.7%に当たる153.4万人であり、上記のとおり、周辺等市町村からの移動先は地方都市が最も多いこと、地方都市からの移動先は他の地方都市が最も多いことなどを踏まえると、地方都市は、地方圏における人口移動の受け皿として一定の役割を果たしているものと考えられる。

一方、転入超過が続いている東京圏への他の圏域からの移動者は、地方都市からが最も多い状況である。また、周辺等市町村からの移動者は、東

京圏への年平均移動者 176.6 万人のうち 3.0 万人（秘匿処理されている者を勘案しても最大 24.0 万人）のみとなっている。

こうしたことから、地方圏における周辺等市町村からの人口移動の受け皿となっており、今後の地域活性化や東京圏への人口の過度の集中を是正する観点から、地方都市の役割が重要と考えられる。

(2) 地方都市における人口の増減要因等

ア 人口指標と経済指標の相関関係

地方都市 262 市について、人口指標（注 1）といくつかの経済指標のそれぞれの増減率との相関関係を分析したところ、相関係数（注 2）は、それぞれ就業者数（注 3）0.89、卸売業・小売業の事業所数（注 4）0.66、同従業員数（注 4）0.59 などとなっており、これらの指標と人口指標の間には一定の相関があると考えられる。

（注 1）平成 16 年及び 24 年の住民基本台帳調査における日本人人口の増減率である。なお、就業者の増減率との相関関係の分析では、同一の期間における相関関係を分析するため、平成 12 年及び 22 年国勢調査における人口の増減率を使用している。

（注 2）相関係数は 2 つの変量（本調査では人口指標と経済指標）の関係性を表す数値であり、1 に近いと正の相関（例：人口指標が増加すると経済指標も増加する）が強く、-1 に近いと負の相関（例：人口指標が増加すると経済指標が減少する）が強いことを示す。

（注 3）平成 12 年及び 22 年国勢調査における常住地における 15 歳以上就業者数の増減率である。

（注 4）平成 16 年の商業統計調査及び平成 24 年の経済センサスー活動調査の卸売業・小売業における事業所数及び従業員数の増減率である。

イ 人口等の増減要因

地方都市 262 市に対して、書面調査により、人口及び就業者数の増減要因を聴取（複数回答）した結果は次のとおりである。

(7) 人口の社会増減の要因

① 社会増減の要因については、「しごとの増減の影響」と回答した市が 162 市と最も多く、次いで「ひとに対するサービスの影響」が 94 市、「まちづくりの影響」が 47 市などとなっている。

② 地方都市 262 市のうち、平成 16 年と比較して 24 年に人口が社会増と

なっている 60 市についてみると、

i) 「しごとの増減の影響」と回答した市が 27 市あり、その具体的な内容として、企業・事業所の進出 (17 市)、地元企業の業績好調 (7 市) などの回答があった。

ii) 次いで、「まちづくりの影響」と回答した市が 27 市あり、その具体的な内容として、土地区画整理 (14 市)、居住支援 (14 市) などの回答があった。

iii) また、「ひとに対するサービスの影響」と回答した市が 25 市あり、その具体的な内容として、子育て環境の充実 (19 市)、医療・福祉の充実 (7 市)、教育文化の充実 (6 市) との回答があった。

③ 一方、平成 16 年と比較して 24 年に人口が社会減となっている 202 市についてみると、

i) 「しごとの増減の影響」と回答した市が 135 市と最も多く、その具体的な内容として、企業・事業所の撤退 (43 市)、雇用のミスマッチ (40 市)、地場産業等の衰退 (事業規模縮小) (29 市) などの回答があった。

ii) 次いで、「ひとに対するサービスの影響」と回答した市が 69 市あり、その具体的な内容として、教育文化の不足 (60 市)、子育て環境の不足 (5 市)、医療・福祉の不足 (3 市) などの回答があった。

iii) また、「まちづくりの影響」と回答した市が 20 市あり、その具体的な内容として、交通不便 (11 市)、近隣市で宅地開発 (5 市)、近隣市に比べて地価が高いこと (4 市) などの回答があった。

iv) なお、「災害による影響」と回答した市が 22 市あった。

(イ) 就業者の増減要因

① 就業者の増減要因については、「企業・事業所の進出・撤退」と回答した市が 112 市と最も多く、次いで「担い手・後継者の充足・不足」が 109 市、「景気の影響」が 88 市、「繁華街・商店街の繁栄・衰退」が 85 市などとなっている。

② 地方都市 262 市のうち、平成 12 年と比較して 22 年に就業者が増加し

た 22 市についてみると、

- i) 「企業・事業所の進出」と回答した市が 15 市と最も多くなっている。
- ii) 次いで、「定住人口・観光客の増加」と回答した市が 8 市あり、その具体的な内容として、交通網の整備 (2 市)、宅地造成 (2 市) などの回答があった。

③ 一方、平成 12 年と比較して 22 年に就業者が減少した 240 市についてみると、

- i) 「担い手・後継者の不足」と回答した市が 108 市と最も多くなっている。
- ii) 次いで、「企業・事業所の撤退」と回答した市が 96 市となっている。
- iii) 「景気」と回答した市が 86 市あり、その具体的な内容として、リーマンショックの影響 (31 市) などの回答があった。
- iv) 「繁華街・商店街の衰退」と回答した市が 84 市あり、その具体的な内容として、郊外店出店の影響 (14 市)、市中心部からの大型店撤退の影響 (6 市) などの回答があった。

(3) 地方都市における人口等の増加・維持のための取組の状況

地方都市 262 市に対して、書面調査により、人口等の増加・維持に効果があった施策について、地域活性化 3 計画に基づく施策とそれ以外の施策とに分けて聴取（複数回答）し、あわせて、今後実施予定の施策についても聴取した結果は、次のとおりである。

ア 人口の増加・維持に効果のあった施策

(7) 地域活性化 3 計画に基づく取組

- ① 地域活性化 3 計画については、255 市がいずれかの計画を作成しており（地域再生計画 222 市、都市再生整備計画 233 市、中心市街地活性化基本計画 87 市）、このうち 7 割に当たる 177 市がこれら計画に基づく取組により、人口の増加・維持に効果があったと回答している。
- ② 効果があったと回答した 177 市に対して、どの分野の施策が効果があったかについてみると、
 - i) 「まち」に関する施策と回答した市が 145 市と最も多く、その具体

的な内容は、道路（60市）、公園（56市）、土地高度利用（53市）などとなっている。

ii) 次いで、「しごと」に関する施策と回答した市が77市あり、その具体的な内容は、就労支援・就職促進（33市）、起業支援・新規商品開発（29市）、企業誘致（13市）などとなっている。

iii) また、「ひと」に関する施策と回答した市が60市あり、その具体的な内容は、子育て支援（35市）、教育文化（25市）、医療・高齢者等福祉（22市）などとなっている。

(4) 地域活性化3計画以外の取組

地域活性化3計画以外の取組により、人口の増加・維持に効果があったと回答した市が209市あり、どの分野の施策が効果があったかについてみると、

i) 「しごと」に関する施策と回答した市が164市と最も多く、その具体的な内容は、企業誘致（142市）、就労支援・就職促進（47市）、起業支援・新規商品開発（35市）などとなっている。

ii) 次いで、「ひと」に関する施策と回答した市が158市あり、その具体的な内容は、子育て支援（141市）、医療・高齢者等福祉（26市）、教育文化（21市）などとなっている。

iii) また、「まち」に関する施策と回答した市が103市あり、その具体的な内容は、交通体系整備（40市）、居住支援（34市）、土地高度利用（24市）などとなっている。

イ 就業者の増加・維持に効果のあった施策

(7) 地域活性化3計画に基づく取組

① 地域活性化3計画のいずれかを作成している255市のうち4割に当たる109市が、これらの計画に基づく取組により、就業者の増加・維持に効果があったと回答している。

② 効果があったと回答した109市に対して、その具体的な内容をみると、就労支援・就職促進（54市）、起業支援・新規商品開発（37市）、企業

誘致（20市）などとなっている。

(イ) 地域活性化3計画以外の取組

地域活性化3計画以外の取組により、就業者の増加・維持に効果があったと回答した市が171市あり、その具体的な内容は、企業誘致（120市）、就労支援・就職促進（65市）、起業支援・新規商品開発（36市）などとなっている。

ウ 今後実施予定の取組等

(ア) 今後実施予定の取組

現在実施中又は今後実施予定の地域活性化に関する施策について聴取したところ、該当する施策があると回答した市が239市あり、どの分野の施策を現在実施中又は今後実施予定か聴取したところ、

- i) 「しごと」に関する施策と回答した市が205市と最も多く、その具体的な内容は、起業支援・新規商品開発（97市）、企業誘致（95市）、就労支援・就職促進（67市）などとなっている。
- ii) 次に、「まち」に関する施策と回答した市が173市あり、その具体的な内容は、交通体系整備（43市）、道路（30市）、土地高度利用（25市）などとなっている。
- iii) また、「ひと」に関する施策と回答した市が162市あり、その具体的な内容は、子育て支援施策（105市）、教育文化（26市）、医療・高齢者等福祉（22市）などとなっている。

(イ) 国への意見・要望

現在実施中又は今後実施予定の取組を推進するに当たっての国への意見・要望について聴取したところ、意見・要望があると回答した市が101市あり、その具体的な内容は、財政措置を求めるものが76市と最も多く、次いで税制上の優遇措置が10市、規制緩和が8市、人的支援、国の機関等の移転、情報支援がそれぞれ4市などとなっている。

意見の中には、地域再生計画と連動した支援措置である実践型地域雇用

創造事業を活用する際に作成する書類の簡素化、窓口の一本化を求めるものもあった（詳細は後述 3 エ参照）。

2 地方都市における地域活性化3計画の実施状況

地方都市においてこれまでに実施された地域活性化3計画の効果の発現状況等を把握及び分析するため、平成18年度から20年度までに作成され、国から認定を受け、又は国に提出し交付金が充てられた482計画のうち平成22年10月時点で人口10万人以上の市が作成した321計画から、今回、291計画(注)を抽出し、その実施状況、国の支援施策の活用状況、効果の発現状況等について調査した結果は、以下のとおりである。

(注) 地域再生計画76計画(57市)、都市再生整備計画171計画(94市)、中心市街地活性化基本計画44計画(42市)

(1) 実施概況、国の支援施策の活用状況

ア 実施概況

291計画において実施された事業は6,173事業で、そのうち国の支援施策を活用した事業が4,569事業(74.0%)、国の支援を受けない地域独自の事業が1,604事業(26.0%)であった。

イ 国の支援施策の活用状況

国の支援施策を活用した4,569事業のうち、国から計画の認定を受け又は国に計画を提出することによる特別の措置を活用した事業は3,942事業(86.3%)で、特別の措置ではない国の支援施策を活用した事業は627事業(13.7%)であった。

(7) 地域再生計画

地域再生計画において、国の支援施策を活用した事業は296事業で、そのうち特別の措置を活用したものが254事業であった。

地域再生計画における特別の措置は、「地域再生計画認定申請マニュアル」(内閣府)の「地域再生計画・支援措置一覧」(注)に整理されており、同一覧に掲載されているメニュー数は、平成18年度から27年度までの平均で56.0である。254事業における活用状況を同一覧に従って整理すると、i)「実践型地域雇用創造事業」が96事業、ii)地域再生基盤強化交付金の3メニュー(「道整備交付金」が46事

業、「汚水処理施設整備交付金」が15事業、「港整備交付金」が15事業）が76事業であり、そのほか26メニューが活用されており、活用されたメニュー数は合計30であった。

(注) 各特別の措置の名称は平成27年度の地域再生計画・支援措置一覧の名称としており、事業数は26年度以前の特別の措置名で活用されたものも含んでいる。都市再生整備計画及び中心市街地活性化基本計画についても同様である。

(イ) 都市再生整備計画

都市再生整備計画において、国の支援施策を活用した事業は2,736事業で、そのうち、特別の措置である都市再生法第47条第2項の交付金（予算名：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業））を活用したものが2,313事業であった。

同交付金のメニュー数は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国土交通事務次官通知。以下「社総交交付要綱」という。）の「都市再生整備計画事業の交付対象事業」の整理によると、平成18年度から27年度までの平均で26.3である。2,313事業における活用状況を社総交交付要綱に従って整理すると、i)「道路」が736事業、ii)「地域創造支援事業」が505事業、iii)「地域生活基盤施設」（緑地、広場等）が276事業、iv)「高質空間形成施設」（植栽・緑化、電線類埋設・移設等）が177事業であり、そのほか15メニューが活用されており、活用されたメニュー数は合計19であった。

上記ii)の地域創造支援事業については、国土交通省は、市町村が自主性・裁量性を発揮し、地域の創意工夫をいかした事業の実施が可能としている。同メニューが活用された505事業の内容をみると、交流施設整備（93事業）、イベント（34事業）、上下水道整備（31事業）、防災・防犯施設設備設置（30事業）等であった。

(ウ) 中心市街地活性化基本計画

中心市街地活性化基本計画において、国の支援施策を活用した事業は1,537事業で、そのうち特別の措置を活用したものが1,375事業

であった。

中心市街地活性化基本計画における特別の措置は、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」（内閣府）の「支援措置一覧」に整理されており、同一覧に掲載されているメニュー数は、平成 18 年度から 27 年度までの平均で 78.7 であった。1,375 事業における活用状況を同一覧に従って整理すると、i) 「社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）」が 503 事業、ii) 「中心市街地活性化ソフト事業」が 346 事業、iii) 「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金」（民間が行う商業施設の整備等）が 94 事業、iv) 「社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）」）が 58 事業であり、そのほか 40 メニューが活用されており、活用されたメニュー数は合計 44 であった。

上記 i) の「社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）」は、上記(i)の交付金と同じものであるため、(i)と同様に社総交交付要綱のメニューに従って整理すると、i) 「地域創造支援事業」が 146 事業、ii) 「道路」が 106 事業、iii) 「高質空間形成施設」が 70 事業、iv) 「地域生活基盤施設」が 64 事業等であった。また、i) の「地域創造支援事業」146 事業の内容をみると、交流施設整備（38 事業）、イベント（15 事業）、空き店舗活用・開業支援（12 事業）、公園・広場・遊歩道（8 事業）等であった。

ウ 地域独自の事業

(7) 地域再生計画

地域再生計画においては、390 事業の地域独自の事業が実施されており、その内容は、次のとおりとなっている。

- ① 市が単独で実施した事業が 249 事業（63.8%）で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、企業誘致・開業支援（15 事業）、イベント（12 事業）、地域美化活動の推進（5 事業）、施設運営（5 事業）など 65 事業
- ② 民間等が実施した事業（市と共同で実施する事業を含む。以下同じ。）が 80 事業（20.5%）で、そのうち、計画作成を契機に新たに

取り組んだ事業が、イベント（16事業）、商品・技術開発（8事業）など38事業

- ③ 都道府県が実施した事業（市と共同で実施する事業を含む。以下同じ。）が61事業（15.5%）で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、道路舗装（2事業）など11事業

(イ) 都市再生整備計画

都市再生整備計画においては、138事業の地域独自の事業が実施されており、その内容は、次のとおりとなっている。

- ① 市が単独で実施した事業が82事業（59.4%）で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、庁舎整備（10事業）、案内板等設置（7事業）、道路維持修繕（5事業）など64事業
- ② 民間等が実施した事業が46事業（33.3%）で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、イベント（4事業）など17事業
- ③ 都道府県が実施した事業が10事業（7.2%）で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、河川改修（2事業）など5事業

(ウ) 中心市街地活性化基本計画

中心市街地活性化基本計画においては、1,076事業の地域独自の事業が実施されており、その内容は、次のとおりとなっている。

- ① 市が単独で実施した事業が395事業（36.7%）で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、調査・検討（14事業）、情報発信（生活情報、空き家等）（13事業）、空き店舗活用・開業支援（13事業）、イベント（12事業）など115事業
- ② 民間等が実施した事業が657事業（61.1%）で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、イベント（49事業）、情報発信（観光情報、空き店舗等）（34事業）、商品券発行等の販売促進活動（30事業）、商業施設等整備（28事業）など303事業
- ③ 都道府県が実施した事業が24事業（2.2%）で、そのうち、計画

作成を契機に新たに取り組んだ事業が、調査・検討（3 事業）など
10 事業

このように、地域活性化3計画を作成した市は、特別の措置等の国の支援
施策を活用しつつ、地域独自の事業も実施して、計画を推進している。

(2) 効果の発現状況

地域活性化 3 計画の目標の達成状況に関する市の認識や設定された指標の目標達成状況による効果の発現状況について調査した結果は、次のとおりである。

ア 地域再生計画

今回調査対象とした 76 計画において 276 指標が設定されている。

- ① 指標の設定数別にみると、1 指標のものが 12 計画 (15.8%)、2 指標のものが 18 計画 (23.7%)、3 指標のものが 15 計画 (19.7%)、4 指標のものが 9 計画 (11.8%)、5 指標以上のものが 20 計画 (26.3%) となっている。

なお、指標が設定されていないものが 2 計画 (2.6%) あった。

- ② 設定された指標の内容別にみると、アウトプット指標（事業量や事業の実施率と同義のものとして当省が整理した指標。以下同じ。）が 65 指標 (23.6%)、雇用者・従業者の創出数が 48 指標 (17.4%)、計画が実施された地域への観光入込客数が 22 指標 (8.0%)、研修・講演会などの参加者数が 20 指標 (7.2%)、計画が実施された地域で新たに活動を開始したボランティア団体等の数が 12 指標 (4.3%) などとなっている。
- ③ 計画期間別にみると、3 年未満のものが 25 計画 (32.9%)、3 年以上 5 年未満のものが 22 計画 (28.9%)、5 年以上 6 年未満のものが 19 計画 (25.0%)、6 年以上のものが 10 計画 (13.2%) となっている。

(7) 目標の達成状況に関する市の認識等

計画全体の総合的な目標の達成状況（個別の指標ごとではなく、計画全体の目標の達成状況。以下同じ。）の認識について、計画を作成した市から聴取したところ、次のとおり、「分からない」と回答があった 7 計画を除く 69 計画全てにおいて一定程度の効果があったと回答があった。

- ① 「目標を達成した（かなり活性化が図られた）」が 32 計画 (42.1%)
- ② 「目標を達成しないものの一定程度効果があった」が 37 計画 (48.7%)
- ③ 「目標を達成しなかった（計画作成時と変化なし又は計画作成時より悪化）」と回答があった計画はない

④ 「分からない」が7計画(9.2%)

また、調査対象とした76計画のうち、指標が設定されていない又は一つも評価値が測定されていない8計画を除く68計画において、指標が測定されている225指標について、市による測定結果を計画別に集計した結果は次のとおりである。

① 全ての指標について、計画実施後に測定した値(評価値)が計画作成時に目標とした値(目標値)に達した計画が20計画(29.4%)

② ①には該当しないものの、全ての指標の評価値が計画作成時に基準として設定した値(基準値)より改善しており、目標達成度7割以上(注)の計画が11計画(16.2%)

(注) 目標達成度7割以上とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が7割以上に達したものをいう(以下同じ)。

③ ①及び②には該当しないものの、複数の指標のうち1指標以上の評価値が目標達成度7割以上の計画が32計画(47.1%)

④ ①から③までのいずれにも該当せず、全ての指標の評価値が目標達成度7割未満の計画が5計画(7.4%)

(イ) 効果の発現状況

今回、調査対象とした76計画の276指標から、i) 計画で設定されている指標が測定されていない51指標、ii) 指標の測定方法等が適切ではなく効果の把握ができていないと認められる4指標(本項目において、i)及びii)のように効果の把握ができていないと認められる指標(後述2(3)ア(ア)から(ウ)、2(3)イ(ア)及び(イ)参照)を、以下「未測定等指標」という。)及びiii) アウトプット指標65指標を除く62計画159指標について、市による測定結果を計画別に整理した(注)。

(注) iii)については、計画の進捗状況ではなく、計画を推進したことによる効果の発現状況を把握するために除外した(以下イ(イ)において同じ)。

なお、i)、ii)又はiii)に重複して該当する指標があるため、276指標からi)、ii)及びiii)の合計である120指標を除いても159指標とはならない。

その結果、

① 全ての指標の評価値が目標値に達した計画が23計画(37.1%) (う

- ち未測定等指標が含まれるものが8計画)、
- ② ①には該当しないものの、全ての指標の評価値が目標達成度7割以上の計画が7計画(11.3%) (うち未測定等指標が含まれるものが1計画)、
 - ③ ①及び②には該当しないものの、複数の指標のうち1指標以上の評価値が目標達成度7割以上の計画が22計画(35.5%)、
 - ④ ①から③までのいずれにも該当せず、全ての指標の評価値が目標達成度7割未満の計画が10計画(16.1%)
- であった。

こうしたことから、地域再生計画については、一定の効果が発現しているとみられる。

また、内閣府は、地域再生基本方針に掲げる目標の一つである「地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること」に関し、同府の「平成26年度実施施策に係る政策評価書」(平成27年9月)において、「地域再生計画の認定件数については、目標値144件に対し、実績値204件と、目標を大きく上回る結果となった」と評価している。

なお、地域再生の成功事例を示すことについては、後述2(4)のとおり、改善すべき点がみられる。

イ 都市再生整備計画

今回調査対象とした171計画において577指標が設定されている。

- ① 指標の設定数別にみると、2指標のものが12計画(7.0%)、3指標のものが103計画(60.2%)、4指標のものが38計画(22.2%)、5指標以上のものが18計画(10.5%)となっている。
- ② 設定された指標の内容別にみると、アウトプット指標が119指標(20.6%)、地域住民等の満足度が91指標(15.8%)、公共公益施設等の利用者数が64指標(11.1%)、歩行者・自転車の通行量が57指標(9.9%)、

居住人口が46指標(8.0%)、計画が実施された地域への観光入込客数が43指標(7.5%)などとなっている。

- ③ 計画期間別にみると、5年未満のものが15計画(8.8%)、5年のものが155計画(90.6%)、5年を超えるものが1計画(0.6%)となっている(注)。

(注) 計画期間と都市再生法第47条第2項に基づく交付金の交付期間が異なる計画については、交付期間で区分している。

(7) 目標の達成状況に関する市の認識等

計画全体の総合的な目標の達成状況の認識について、計画を作成した市から聴取したところ、次のとおり、「分からない」と回答があった3計画を除く168計画全てにおいて一定程度の効果があったと回答があった。

- ① 「目標を達成した(かなり活性化が図られた)」が82計画(48.0%)
- ② 「目標を達成しないものの一定程度効果があった」が86計画(50.3%)
- ③ 「目標を達成しなかった(計画作成時と変化なし又は計画作成時より悪化)」と回答があった計画はない
- ④ 「分からない」が3計画(1.8%)

また、調査対象とした171計画577指標のうち、指標の評価値が一つも測定されていない3計画9指標を除く168計画568指標について、市による測定結果を計画別に集計した結果は次のとおりである。

- ① 全ての指標の評価値が目標値に達した計画が48計画(28.6%)
- ② ①には該当しないものの、全ての指標の評価値が目標達成度7割以上の計画が18計画(10.7%)
- ③ ①及び②には該当しないものの、複数の指標のうち1指標以上の評価値が目標達成度7割以上の計画が91計画(54.2%)
- ④ ①から③のいずれにも該当せず、全ての指標の評価値が目標達成度7割未満の計画が11計画(6.5%)

(イ) 効果の発現状況

上記ア(イ)の地域再生計画と同様に、調査対象とした 171 計画の 577 指標から、i) 指標が測定されていない9 指標、ii) 効果の把握ができていないと認められる 27 指標及びiii)アウトプット指標 119 指標を除く 162 計画 430 指標について、市による測定結果を計画別に整理した(注)。

(注) i)、ii) 又はiii) に重複して該当する指標があるため、577 指標から i)、ii) 及びiii) の合計である 155 指標を除いても 430 指標とはならない。

その結果、

- ① 全ての指標の評価値が目標値に達した計画が 58 計画 (35.8%) (うち未測定等指標が含まれるものが 7 計画)、
- ② ①には該当しないものの、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 12 計画 (7.4%) (うち未測定等指標が含まれるものが 2 計画)、
- ③ ①及び②には該当しないものの、複数の指標のうち 1 指標以上の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 73 計画 (45.1%)、
- ④ ①から③までのいずれにも該当せず、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割未満の計画が 19 計画 (11.7%)

であった。

こうしたことから、都市再生整備計画については、一定の効果が発現しているとみられる。

ウ 中心市街地活性化基本計画

今回調査対象とした 44 計画において 148 指標が設定されている。

- ① 指標の設定数別にみると、2 指標のものが 3 計画 (6.8%)、3 指標のものが 25 計画 (56.8%)、4 指標のものが 13 計画 (29.5%)、5 指標のものが 3 計画 (6.8%) となっている。
- ② 設定された指標の内容別にみると、歩行者・自転車の通行量が 48 指標 (32.4%)、居住人口が 32 指標 (21.6%)、区域内の小売事業者等の年間販売額 (以下「年間商品販売額」という。) が 16 指標 (10.8%)、

計画が実施された地域への観光入込客数が13指標(8.8%)、空き店舗の数等が10指標(6.8%)、公共公益施設等の利用者数が10指標(6.8%)などとなっており、アウトプット指標や地域住民等の満足度は指標として設定されていない。

- ③ 計画期間別にみると、4年以上5年未満のものが15計画(34.1%)、5年以上6年未満のものが25計画(56.8%)、6年以上のものが4計画(9.1%)となっている。

(7) 目標の達成状況に関する市の認識等

計画全体の総合的な目標の達成状況の認識について、計画を作成した市から聴取したところ、次のとおり回答があった。

- ① 「目標を達成した(かなり活性化が図られた)」が3計画(6.8%)
- ② 「目標を達成しないものの一定程度効果があった」が37計画(84.1%)
- ③ 「目標を達成しなかった」と回答があった計画は4計画(9.1%)あり、うち「計画作成時と変化なし」が2計画、「計画作成時より悪化」が2計画
- ④ 「分からない」と回答があった計画はない。

また、調査対象とした44計画148指標について、市による測定結果を計画別に集計した結果は、次のとおりである。

- ① 全ての指標の評価値が目標値に達した計画及び全ての指標の評価値が目標達成度7割以上の計画はない。
- ② ①には該当しないものの、複数の指標のうち1指標以上の評価値が目標達成度7割以上の計画が27計画(61.4%)
- ③ ①及び②のいずれにも該当せず、全ての指標の評価値が目標達成度7割未満の計画が17計画(38.6%)

(4) 効果の発現状況

地域再生計画及び都市再生整備計画と同様に、調査対象とした44計画の148指標から、効果の把握ができていないと認められる2指標を除く44計画146指標について、市による測定結果を計画別に整理した。

その結果、

- ① 全ての指標の評価値が目標値に達した計画及び全ての指標の評価値が目標達成度7割以上の計画はなく、
- ② ①には該当しないものの、複数の指標のうち1指標以上の評価値が目標達成度7割以上の計画が26計画(59.1%)、
- ③ ①及び②のいずれにも該当せず、全ての指標の評価値が目標達成度7割未満の計画が18計画(40.9%)であった。

こうしたことから、6.8%の計画を作成した市が「目標を達成した」、84.1%の計画を作成した市が「一定程度効果があった」と回答しているものの、地域再生計画及び都市再生整備計画と比べても、中心市街地活性化基本計画については所期の効果が発現しているとみることは困難である。

(ウ) 目標の達成状況に関する市の認識として「目標を達成した」などと回答した主な理由

上記(ア)及び(イ)のとおり、計画全体の総合的な目標の達成状況に関する市の認識と効果の発現状況の間には差異が認められる。

計画を作成した市が自らの中心市街地活性化の取組に対して「目標を達成した」又は「一定程度効果あり」と回答があった合計40計画(注)について、当該市は、次のとおり理由を挙げていた。

- ① 特定の指標が目標値に達したとするもの(15計画)
- ② 目標値に達しないものの、設定した指標のうち1指標以上の評価値が基準値を上回ったとするもの(14計画)
- ③ 目標値に達しないものの、計画期間中に落ち込みをみせていた数値に改善の傾向があるとするもの(9計画)
- ④ 目標としていた人口増加には至らなかったものの、人口減に歯止めがかかった又は増加の兆しがあるとするもの(8計画)
- ⑤ その他、計画期間中は基準値を上回っていた指標もあったが、東日

本大震災や長引く不況の影響で評価値を測定する段階では基準値を下回ったとするもの等（5計画）

（注）複数の理由を挙げたものがあるため、上記①から⑤までの合計は40計画とならない。

一方、「目標を達成しなかった」と回答があった4計画について、当該市は、次のとおり理由を挙げていた。

- ① 基準値より評価値が改善した指標はあるものの、効果がみられたのが、中心市街地内の一部の地点に限られており、中心市街地が全体的に活性化したという実感が無いとするもの（計画作成時と変化なし）
- ② 設定した3指標のうち2指標の評価値が基準値を下回ったものの事業の進捗がおおむね順調であり、少なくとも計画実施により悪影響があったとはいえないとするもの（計画作成時と変化なし）
- ③ 計画期間中に老舗デパートの閉店があり、主要事業も未完了のためにぎわいと回遊性の向上には至っていないとするもの（計画作成時より悪化）
- ④ 計画期間中に大型店舗が相次いで撤退し、公共事業も計画期間中に完了に至らず事業効果が上がっていないとするもの（計画作成時より悪化）

(I) 前回調査（平成16年9月勧告）結果との比較

総務省（行政評価局）は、平成16年9月15日に公表した「中心市街地の活性化に関する行政評価・監視」（以下「前回調査」という。）において、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的な推進に関する法律（平成10年法律第92号）に基づく取組について、「中心市街地の活性化が図られていると認められる市町は少ない」として、①基本計画の的確な作成、②事業の着実な実施、③基本計画の見直し等について、関係省に対し勧告を行った。

前回調査においては、中心市街地活性化の状況について、i) 計画作成前後の中心市街地の①人口、②商店数、③年間商品販売額、④事業所数及び⑤事業所従業者数の推移、ii) これら①から⑤の統計データの市

町の値に占める中心市街地の値の占める割合の推移、iii) これら①から⑤の統計データの中心市街地の数値の推移と全国値の推移との比較等により分析を行っている。

今回、これらの統計データのうち、現在もデータが把握可能な中心市街地の①人口、②事業所数及び③事業所従業者数について、調査対象とした 42 市における中心市街地活性化基本計画のおおむね作成前後のデータを把握し、上記と同様の比較を行った。さらに、人口 10 万人以上の市を調査対象としたことから、併せて前回調査で調査対象とした 121 市町のうち人口 10 万人以上の 55 市との比較を行った。

その結果は、次のとおり、前回調査と比べ、中心市街地の人口については、増加・上昇した市の割合が大きくなっており、中心市街地の事業所数及び事業所従業者数については、減少・低下している市の割合が更に大きくなっている。

① 中心市街地の人口については、前回調査においては、121 市町中 84 市町 (69.4%) が減少し、人口 10 万人以上の 55 市で見ると、減少していたのは 31 市 (56.4%) であったが、今回調査では減少した市は 42 市中 22 市 (52.4%) にとどまっている。また、今回調査で増加した 20 市のうち 11 市は、市全体の人口が減っているにもかかわらず、中心市街地の人口が増加している。

中心市街地の人口と当該市町の全人口に占める割合についてみると、前回調査においては、121 市町中 87 市町 (71.9%) が低下し、人口 10 万人以上の 55 市で見てもその割合が低下した市は 55 市中 34 市 (61.8%) あったが、今回調査では低下していたのは 42 市中 17 市 (40.5%) にとどまり、上昇した市の方が多くなっている。

② 中心市街地の事業所数については、前回調査においては、120 市町 (注) 中 112 市町 (93.3%) が減少し、人口 10 万人以上の 55 市で見ると、減少していたのは 51 市 (92.7%) であったが、今回調査では 42 市全てで減少していた。

(注) 121 市町から、中心市街地内の事業所数が把握できない 1 町を除外している (以下同じ。)

中心市街地の事業所数が当該市町の全事業所数に占める割合についてみると、前回調査においては、120 市町中 103 市町（85.8%）が低下し、人口 10 万人以上の 55 市でみてもその割合が低下していた市は 55 市中 45 市（81.8%）であったが、今回調査では低下しているのは 42 市中 28 市（66.7%）と、低下した割合が小さくなっている。

- ③ 中心市街地の事業所従業者数については、前回調査においては、120 市町中 100 市町（83.3%）が減少し、人口 10 万人以上の 55 市でみると、減少していたのは 43 市（78.2%）であったが、今回調査では事業所数と同様に 42 市全てで減少していた。

中心市街地の事業所従業者数が当該市町の全事業所従業者に占める割合についてみると、前回調査においては、120 市町中 87 市町（72.5%）が低下し、人口 10 万人以上の 55 市でみてもその割合が低下した市は 55 市中 38 市（69.1%）あったが、今回調査では低下した市は 42 市中 30 市（71.4%）であり、前回調査と同様の結果となった。

また、①から③まででみた調査対象とした 42 市における統計データの各中心市街地の指数の平均値について、全国値の推移と比較した結果は次のとおりであり、人口については、全国値の推移が微減である中、中心市街地においては微増となっていた。

- i) 人口については、全国値は、平成 18 年と比較して 27 年は 0.7 ポイント減少しているのに対して、42 市の中心市街地の平均値は 0.9 ポイント増加している。
- ii) 事業所数については、全国値は、平成 21 年と比較して 24 年は 9.1 ポイント減少しているのに対して、42 市の中心市街地の平均値は 9.6 ポイント減少と同様の推移であった。
- iii) 事業所従業者数については、全国値は、平成 21 年と比較して 24 年は 8.5 ポイント減少しているのに対して、42 市の中心市街地の平均値は 11.9 ポイント減少しており、やや減少幅が大きかった。

(オ) 内閣府の対応等

内閣府による政策評価結果及び有識者による中心市街地活性化施策

の評価、今後の取組について調査した結果は次のとおりである。

① 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）
に基づく政策評価結果（内閣府）

内閣府は、中心市街地活性化基本方針第 2 章 6(2)に基づき、政府全体の中心市街地活性化施策の実施状況について評価を行っている。同府は、「平成 26 年度実施施策に係る政策評価書」（平成 27 年 9 月）において、中心市街地活性化基本計画の認定施策について、「進展が大きくない」と評価しており、その判断根拠は次のとおりとしている。

i) 平成 26 年度末で基本計画が終了した市町村において、基本計画で定めた指標の評価値が基準値を上回ったものは、64 指標のうち 28 指標（約 44%）と目標値（60%）を達成できなかったが、昨年度の実績値（約 41%）からは改善がみられる。

ii) 当該指標は、市町村が計画期間内において、中心市街地活性化のための各種事業に取り組んだ直接的な効果を測定するものであり、施策の目標に照らすと主要な指標であると考ええる。

なお、「平成 25 年度実施施策に係る政策評価書」（平成 26 年 8 月）においても、同じく「進展が大きくない」と評価しており、その判断根拠は平成 26 年度のものと同様である。

また、内閣府は、この結果を踏まえ、次のとおり今後の取組へ反映していくとしている。

「平成 25 年度実施施策に係る政策評価書」においては、

i) 中心市街地活性化法の改正により、中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い民間プロジェクトを認定し重点支援を講ずる制度を創設するとともに、民間事業者等による商業等の機能整備に対する補助といった各省庁の予算措置を通じて、中心市街地への民間投資の喚起を図っていく

ii) 中心市街地活性化基本方針の改正により、基本計画の P D C A サイクルの強化、中心市街地活性化協議会の機能強化などの制度・運用の見直しを行った

としている。

「平成 26 年度実施施策に係る政策評価書」においては、

- i) 平成 26 年度の法改正等による新たな支援措置の創設及び認定要件の緩和、地域再生計画との連携等の制度の改善・見直しを行っており、この新たな制度等の活用を促進し、認定数の更なる増加に努めることで、中心市街地活性化が地方都市全体の活力の向上を図るための施策として一層活用されるよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく
 - ii) 市町村との対面協議や現地調査を通じたきめ細かいコンサルティングの実施に加え、毎年実施されるフォローアップを通じて、計画の実施状況を確認し、目標達成を目指していく
- としている。

② 「中心市街地活性化推進委員会」の報告書

内閣府においては、中心市街地活性化施策の今後の方向性と具体的な取組の在り方を検討するため、平成 25 年 7 月から、学識経験者等の委員で構成されている「中心市街地活性化推進委員会」を開催し、同年 12 月に「中心市街地活性化に向けた制度・運用の方向性」（以下「制度・運用の方向性」という。）を取りまとめた。

その中で、「法改正後 7 年が経過した現在、平成 24 年度末までに基本計画期間が終了した市町村において、目標を達成した評価指標は全体の 29%であり、基本計画全体での目標達成状況は芳しくない」とし、また、国の役割の一つとして、府省連携による中心市街地活性化施策の総合的かつ一体的な推進に加え、中心市街地活性化制度の理念・意義についての市町村関係者への積極的な周知や市町村の規模等に応じた成功例の提示が挙げられている。さらに、こうした成功例の提示に倣って各市町村が中心市街地活性化に取り組むことが期待されるとしている。

これまで、内閣府は、計画期間が終了した中心市街地活性化基本計画について、各市町村が実施した自己評価の結果を取りまとめ、毎年度、

目標値に達した指標がある計画の一部を「好取組事例」として紹介している。しかし、「制度・運用の方向性」で指摘されているような、市町村の規模等に応じた成功例の提示はしていない。

【所見】

したがって、内閣府は、認定制度創設後約10年間経過した現在においても目標達成状況が芳しくなく、また、同府の政策評価においても2年連続で進展が大きくないとしていることを踏まえて、中心市街地活性化施策を効果的に推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 「制度・運用の方向性」で指摘された市町村の規模等に応じた成功例の提示を速やかに行うなど、効果の発現のための取組を強力に行うこと。
- ② ①を行うとともに、改めて目標達成が困難となっている原因の分析を行い、必要な改善方策を検討及び実施すること。

(3) 効果の発現状況の的確な把握

(指標の設定方法)

地域再生基本方針において、地域再生計画の目標を定める場合には、同方針に定める地域再生の意義及び目標に適合し、地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定することとされており（注）、内閣府は、地域再生計画を認定する際に、目標が記載されている場合は、事後的な評価が可能な指標が設定されているかを確認することとしている。

（注）地域再生基本方針の一部変更は16回行われているが、当該規定は、平成17年4月当初から変更されていない。

なお、平成26年12月の地域再生基本方針の一部変更により、「地域再生を進めるに当たっては、その取組が効果的なものとなるよう、地域自らが、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、改善等を行うことが重要である」旨が追加された。

都市再生整備計画については、社総交交付要綱第6において、社会資本総合整備計画の基幹事業の一つとされ、社総交交付要綱附属第Ⅱ編交付対象事業の要件第1章イ-10-(1)6. 第1項において、都市再生整備計画に計画の目標、評価に関する事項等を記載することとされている。また、都市再生整備計画が記載された社会資本総合整備計画については、社総交交付要綱第8第3項において、国土交通大臣が、当該計画の内容を確認し、受理するものとされている。

また、「都市再生特別措置法に基づき創設された全国都市再生の支援のための基本的枠組みについて【技術的助言】」（平成16年4月16日付け国土交通事務次官通知）第2(2)では、「事業終了後に目標の達成状況を明確にするため、目標に対応した適切な指標を設定し、当該指標の従前値と事業終了後に実現すべき目標値を設定してください。目標を定量化する指標は、事後評価が確実にできるよう原則として数値で明示することが望ましいところです」とされている。

さらに、国は市町村が作成した都市再生整備計画が適切と認める場合、市町村が必要と考える交付対象事業に対して、交付金を交付することとしている。

これらのことから、国土交通省は、市町村から提出された都市再生整備計画について、事後評価が確実にできるような適切な指標が設定されているかを確認することとしている。

中心市街地活性化基本計画については、中心市街地活性化基本方針において、「設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、地方版総合戦略の策定に際して設定した地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を踏まえ、当該市町村の実情に即した指標の絶対値、変化率等の定量的な指標に基づいて設定するものとする」(注)とされており、内閣府は、中心市街地活性化基本計画を認定する際に、目標が記載されている場合は、設定された目標の達成状況が把握できるような指標が設定されているかを確認することとしている。

(注)平成18年9月当初の中心市街地活性化基本方針では「設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、基本計画には、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業員数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づく数値目標を設定しなければならない」とされていた。

(事後評価結果の活用状況等)

地域活性化3計画については、次のとおり、地方公共団体は計画期間終了後又は計画期間最終年度に、指標を測定し、その要因を分析、評価し、今後の必要な取組を検討すること(以下「事後評価」という。)とされており、国は事後評価結果の報告を求めている。

地域再生計画については、地域再生法第8条第1項において、内閣総理大臣は、第5条第16項の認定を受けた地方公共団体に対し、認定地域再生計画の実施の状況について報告を求めるとされている。

また、地域再生基本方針5の7)「認定地域再生計画の実施状況等」においては、「地方公共団体は、計画期間中に、認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。このフォローアップにおいては、地方公共団体は、目標を設定している場合は当該目標の達成状況についても確認するよう努めるものとする」とされており、内閣府は、毎年度実施する「地域再生計画における支援措置に関するアンケート調査」において、地方公共団体が実施した

事後評価の結果の報告を求め、その回答を取りまとめることにより、地域再生計画の認定制度等の効果を把握している。

さらに、内閣府は、同アンケート調査の集計結果を踏まえ、毎年度の政策評価や地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱の改定に反映させるなど、地方公共団体の事後評価結果を活用していると説明している。また、同アンケート調査の集計結果も踏まえ、平成26年12月27日に地域再生基本方針が変更され、地方公共団体が適切な目標値を設定した上で目標達成率を向上させるため、中間目標値を設定することが望ましいとする旨が追加されたと説明している。

都市再生整備計画については、都市再生整備計画の事後評価は、社会資本総合整備計画の事後評価の中で実施することとなっており、社総交交付要綱第10では、「交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これをインターネットの利用により公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない」とされている。

国土交通省では、収集した事後評価結果について、社会資本整備総合交付金事業の行政事業レビューに活用するほか、必要に応じて施策・事業へ反映したり、助言事務に活用したりしているとしている。

また、国土交通省が平成23年3月に政策評価として実施した「平成22年度政策レビュー結果（評価書）都市再生の推進」においては、市町村が実施した事後評価の結果を活用し、都市再生整備計画について、「地域の特色に応じて多様な目標を設定し、様々なまちづくりの課題に対応した都市再生が、行政・住民や民間の連携・協働の下、進められつつある」、「平成21年度までに完了した802地区のうち、93%にあたる744地区において、達成された指標があり、まちづくり交付金の効果が確認された」などと評価している。

中心市街地活性化基本計画については、中心市街地活性化法第12条第1項において、内閣総理大臣は第9条第10項の認定を受けた市町村に対し、認定基本計画の実施状況について報告を求めるとされている。

中心市街地活性化基本方針第2章6(1)において、「計画期間終了後には、基本計画に関する最終的なフォローアップ（最終フォローアップ）を行い、

その結果を公表するよう努めるものとする」とされ、「内閣総理大臣は、基本計画の認定を受けた市町村に対し、上記フォローアップの結果を含め中心市街地の活性化の状況等について、報告を求め、その内容を公表するとともに、その成果を基本計画の認定や中心市街地の活性化に関する施策の推進に活用する」とされており、内閣府は市町村に対して報告を求めている。

内閣府は、市町村が実施した事後評価の結果を、毎年度「中心市街地活性化基本計画最終フォローアップ報告」として取りまとめている。その中で計画ごとの効果の発現状況を明らかにしたり、好事例の紹介をしたりすることにより、中心市街地の活性化に取り組む地方公共団体の支援を行うとともに、毎年度の政策評価に事後評価結果を活用しているとしている。

このように、地域活性化3計画において、地方公共団体が実施した事後評価の結果は、国における効果の発現状況の把握やそれに基づく制度の見直し及び助言事務に活用されており、国としても、それが的確な情報かどうかは重要なものとなっている。

(指標設定・事後評価に係るマニュアル等の作成状況)

地域再生計画については、「地域再生計画認定申請マニュアル(総論)」(平成27年9月内閣府地方創生推進室。以下「地域再生申請マニュアル」という。)において、「地域再生計画の計画期間中及び計画期間満了時の段階において、地域再生計画で掲げた目標等の効果測定を図るために必要となる指標の入手方法や、入手した指標をどのように活用して評価を行うのか記載し、どこで、どのように評価の結果を公表するのかを具体的に記載してください。なお、「4 地域再生計画の目標」で前述したように取組及び目標の効果測定にあたっては重要業績評価指標(KPI)の手法を用いる等の工夫を行い、現実的かつ平易な方法で効果測定できるよう記載してください」とされている(注)。

(注)平成17年4月当初の「地域再生申請マニュアル」では「「4 地域再生計画の目標」には、基本方針1の内容(地域再生計画の意義及び目標)と計画の内容との整合性をとりつつ、地域再生計画の目標について、簡潔かつ端的に表現してください。その際、原則として、定量的な指標を用いるとともに、事後的に評価が可能となるように、具

体的に設定を行ってください」とされている。

都市再生整備計画については、「まちづくり交付金評価の手引き」（平成20年8月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室。以下「まち交評価の手引き」という。）において、事後評価の方法、事後評価書の様式が示されているほか、人口、施設利用者数、歩行者交通量、小売販売額、満足度等の指標が例示され、市町村の目的に応じて、指標はどのようなものが設定可能か例示されているとともに、データ収集を行う上での留意点等が示されている。

中心市街地活性化基本計画については、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル＜平成27年度版＞」（内閣府地方創生推進室。以下「中活申請マニュアル」という。）において、「設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づいて設定してください。その際、絶対値の改善はもちろんのこと、一定地域内でのシェアの改善や過去の傾向と比較した変化率の改善等を採用することも考えられます。また、中心市街地にある公共公益施設・商業機能等へのアクセスのしやすさ、公共交通機関等の利用可能な公共サービス量、公共公益施設の維持管理コスト、新規出店数等の指標について、上記の居住人口等の数値目標と併せて活用することも考えられます」とされている（注）。

（注）平成18年9月当初の「中活申請マニュアル」では「設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、基本計画には、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づく数値目標を設定しなければなりません。その際、絶対値の改善はもちろんのこと、一定地域内でのシェアの改善や過去の傾向と比較した変化率の改善等を採用することも考えられます。また、例えば、中心市街地にある公共公益施設・商業機能等へのアクセスのし易さ、公共交通機関等の利用可能な公共サービス量、公共公益施設の維持管理コスト、新規出店数等の指標について、上記の居住人口等の数値目標と併せて活用することもできます」とされている。

また、「中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアル」（平成27年7月内閣府地方創生推進室。以下「中活フォローアップマニュアル」という。）において、事後評価の方法や事後評価書の様式等が示されている。

今回、計画作成時の目標、指標の設定状況、事後評価の実施状況等を調査した結果は、次のとおりである。

ア 指標の設定

今回調査対象とした計画の中には、次のとおり、i) 指標が適切に設定されておらず事後評価が実施されていない、ii) 指標が設定されているもののアウトカム指標が全く設定されておらず事業効果を測定することが困難、iii) アウトカム指標の目標値が適切に設定されておらず事後評価を適切に実施することが困難となっているなどの状況がみられた。

(7) 指標の設定状況

指標の設定状況を見ると、地域再生計画において、指標が適切に設定されておらず事後評価が実施されていないものが、次のとおりみられた。

- ① 「団塊の世代の退職後の活用による地域活性化」及び「世代間・地域間の交流ネットワークの構築」といった目標は定めているものの、指標が設定されておらず効果の発現状況が的確に把握できないものが1計画
- ② 「食品産業の雇用の増加」などといった目標は定めているものの、指標が設定されておらず効果の発現状況が的確に把握できないものが1計画
- ③ 「木材生産量10%増加」といった目標値は設定されているものの、基準となる木材の生産量がどの範囲の生産量か不明であるなど基準値が適切に設定されておらず効果の発現状況が測定できないものが1計画

(イ) アウトカム指標及びアウトプット指標の設定状況

設定された指標を見ると、地域再生計画では276指標中アウトカム指標が211指標(76.4%)、アウトプット指標が65指標(23.6%)、都市再生整備計画では577指標中アウトカム指標が458指標(79.4%)、アウトプット指標が119指標(20.6%)、中心市街地活性化基本計画では148指標全てがアウトカム指標となっている。

アウトプット指標は、事業の進捗状況を把握することはできるものの、事業による効果を測定することは困難なものであり、中には、次のような例もみられた。

① アウトカム指標が全く設定されておらず(全ての指標が出前講座の実施回数等のアウトプット指標)、事業による効果を測定することが困難な地域再生計画が6計画

② アウトカム指標が全く設定されておらず(全ての指標が幅員4m以上の道路の整備率等のアウトプット指標)、事業による効果を測定することが困難な都市再生整備計画が3計画

一方、次のようにアウトカム指標の設定に取り組んでいる例もみられた。

① 河川等の水質改善という目的を掲げ污水处理施設整備事業等を実施する8計画のうち3計画では、污水处理人口普及率に加え、水質改善に係る指標(BOD:生物化学的酸素要求量(微生物が有機物を分解するために使った酸素の量。一般に値が大きいほど水質は悪い。))等のアウトカム指標を設定

② 同一地区で引き続き実施された次期計画において、事業の効果を住民や地区に与えた影響等で評価するため、新規住宅着工数等のアウトカム指標を設定

(ウ) 指標の目標値の設定状況

計画で設定されたアウトカム指標の目標値の設定状況をみると、次のとおり目標値が適切に設定されておらず、事後評価を適切に実施することが困難となっている例がみられた。

① 指標として設定された歩行者通行量の測定箇所と計画に基づく事業の実施箇所が離れており、事業との整合性が確保されていない都市再生整備計画が1計画

② 指標として設定されたイベント参加者数の目標値が、計画区域内に位置する別の市が実施する事業を把握せずに設定されたため、事後評価を実施する際に計画に基づく事業そのものの効果が検証できない

地域再生計画が1計画

- ③ 道路整備等を行い当該地区へのアクセスを容易にして観光客を増加させることを目的とした計画について、道路が予定どおり整備されなかったにもかかわらず観光客が目標値を上回って達成しているなど、目標値が適切に設定されているか疑義がある計画が地域再生計画及び都市再生整備計画で各1計画
- ④ 計画作成当初から計画前の歩行者通行量等の傾向を分析し、目標値の設定を適切に行うことができたにもかかわらず、計画（交付）期間最終年度等に改めて計画前の歩行者通行量等の傾向を分析し、目標値を修正している都市再生整備計画が3計画（うち2計画では、評価値が、下方修正された目標値を上回ったことから、目標達成と評価）

(I) 満足度指標の目標値の設定状況

今回調査対象とした地域再生計画及び都市再生整備計画の中には、アウトカム指標の一つとして、計画区域内の住民等にアンケート調査を行い、その満足度を測る指標（以下「満足度指標」という。）を設定している場合がある。

特に、都市再生整備計画においては、満足度指標が91指標設定され、うち65指標が目標値を達成しており、目標達成率が71.4%となっている。

満足度指標の目標値の設定に当たっては、「まち交評価の手引き」において、過去データが収集できない場合には、「目標値の設定根拠に関する十分な説明」が必要とされている。

都市再生整備計画における満足度指標の目標値の設定状況をみると、住民の半数が満足している状態を目指すとして50%と設定しているもの、基準値の2倍以上の人々に満足してもらおうとして目標値を設定しているものなど、設定根拠について十分な説明がなされていないものがみられた。

一方、次のとおり、事業内容を踏まえ一定の考え方をもって目標値を設定しているものがみられた。

- ① 重要文化財を活用した地域交流センターを整備することにより、「芸術文化の振興」に関する満足度が市内の他の地区と比べて低い当該地区について、市全体の平均値まで引き上げるとして設定しているもの
 - ② 計画作成前に、まちづくりの実施方法について住民にアンケート調査を実施した結果、土地区画整理事業を希望した者が 65%だったことを踏まえて同事業を実施したため、事業の満足度指標の目標値はそれを上回る 70%と設定しているもの
- なお、調査対象市からは、満足度指標の目標値をどの水準に設定すれば事業の妥当性があるといえるのかなど、設定に苦慮したため、国から目標値の設定に関する指針等を示してほしいとする意見があった。

イ 事後評価の的確な実施

今回調査対象とした計画においては、次のとおり、事後評価が適切に実施されていない状況がみられた。

(ア) 事後評価の実施状況等

地域再生計画についてみると、上記ア(ア)のとおり、事後評価が実施されていない計画が 76 計画中 3 計画 (3.9%) あったほか、次のような例がみられた。

- ① 設定された指標のうち、国から委託等を受けた事業の報告に必要な指標など一部しか測定していないものが 10 計画 (13.2%)
- ② 指標の評価値を測定し事後評価したかどうかについて、資料がなく分からないとしているものが 3 計画 (3.9%)

都市再生整備計画についてみると、事後評価が実施されていない例はみられなかった(注 1)が、交付金の交付期間の最終年度に事後評価を実施したところ、未確定の数値があったため、交付終了時の見込みの状況を推計して評価し、翌年度以降に確定値を求めるためのフォローアップを実施し評価するとしているものの、実際は当該フォローアップを実施していないものが 4 計画 (2.3%) みられた。

また、見込みの状況を推計した値で実施した事後評価結果(注 2)と

確定値で実施したフォローアップ結果に乖離が生じており、実際には目標が達成できていない指標があるにもかかわらず、事後評価結果のみ公表しているのみで、フォローアップ結果を公表していないものが2計画(1.2%)みられた。

なお、当省の調査後に当該フォローアップ結果はいずれも公表された。

(注1) 旧まちづくり交付金が社会資本整備総合交付金に統合されたことに伴い、当該計画に係る交付金交付期間が終了しているものの、当該計画を含めた社会資本整備計画の事後評価と併せて事後評価するとして、事後評価を実施していないものが3計画みられたが、当該計画は除いている。

(注2) 「まち交評価の手引き」では、事後評価の位置付けや指標別の活用上の注意等が整理されており、事後評価は、まちづくり交付金の交付終了年度の最終日を評価基準日として評価を行い、「未確定の数値がある場合には、交付終了時の見込みの状況を推計して評価」した上で、「原則、交付期間が終了した翌年度に(翌年度に確定しない場合は、確定後すみやかに)確定の数値を求めるためにフォローアップを行う」こととされている。

中心市街地活性化基本計画についてみると、事後評価が実施されていない例はみられなかった。

(イ) 指標の測定方法

設定された指標の測定方法をみると、次のとおり、測定が適切に行われておらず、効果の把握ができていない例がみられた。

- ① 歩行者通行量について、実測を行わず、周辺地区の人口や児童・生徒数に基づく推計で事後評価しているなど、測定方法が適切ではないものが都市再生整備計画で4計画、中心市街地活性化基本計画で1計画
- ② 満足度指標について、整備した施設のオープニングイベントで測定するなど満足度が高まりやすい方法で測定しているなど、測定方法が適切ではないものが都市再生整備計画で4計画
- ③ 市全域の実績のうち中心市街地のみの実績を指標として設定したが、計画期間中に基準値と同様の方法で測定し評価することが困難となったにもかかわらず、指標を変更しないまま市全域の実績をもって中心市街地の実績としている中心市街地活性化基本計画が1計画

- ④ その他、基準値と評価値の測定方法が異なるなど、指標の測定方法が適切ではないものが地域再生計画で1計画、都市再生整備計画で3計画

(ウ) 効果発現要因の分析内容

計画に設定された指標について、効果発現要因の分析内容をみると、次のとおり、分析内容が事実と異なる例がみられた。

- ① 歩行者通行量が減少した要因を当該整備地区の人口減少によるものと分析しているが、実際は当該整備地区の人口は増加している都市再生整備計画が1計画
- ② 歩行者通行量が増加した要因の一つを低床バスの導入といったバリアフリー化事業の実施によるものと分析しているが、実際は計画期間内に当該事業が実施されていない中心市街地活性化基本計画が1計画

(イ) 指標の測定や測定結果の分析に支援が必要な状況

計画に設定された指標の測定状況等をみると、次のとおり、指標の測定や測定結果の分析に苦慮するなど、国による支援が必要な状況がみられた。

a 歩行者通行量

歩行者通行量は、計画が実施された地区の活性化度合いを測る指標として、「まち交評価の手引き」及び「中活申請マニュアル」でそれぞれ例示されており、都市再生整備計画においては171計画577指標中53計画57指標、中心市街地活性化基本計画においては44計画148指標中44計画48指標と多く設定されている。

歩行者通行量の測定方法をみると、気象・天候等の影響を受けやすい指標であるため、あらかじめ予備日を設定し、悪天候等の場合に予備日で測定するとして対策を講じている計画が都市再生整備計画及び中心市街地活性化基本計画で各1計画みられた。

また、歩行者通行量は天候やイベントの有無に影響を受けやすい指

標であるため、次期計画では年4回(各年3月、5月、8月及び11月)測定し、その平均値を用いることとしている中心市街地活性化基本計画が1計画みられた。

一方、目標値に達しなかった要因に雷雨、猛暑等の天候・気象を挙げているなど、要因が適切に把握されていないと考えられる中心市街地活性化基本計画が2計画、元々増加傾向であったにもかかわらず天候の影響を受けた年の値を基準値として目標値を設定しており、目標を達成した要因が適切に把握されていないと考えられる都市再生整備計画が1計画みられた。

また、歩行者通行量を設定している105指標の測定回数をみると、1年に1回の測定となっているものが69指標(都市再生整備計画38指標、中心市街地活性化基本計画31指標)あった。

歩行者通行量を1年に1回の測定としている市の中には、複数回測定することの必要性を財政当局に説明できず、予算確保が困難としているものもみられた。

「まち交評価の手引き」では「計測の日時、曜日等がデータに与える影響が大きいと考えられるため、十分に留意する必要があります」などと留意点等が示されているが、測定回数については示されておらず、「中活申請マニュアル」及び「中活フォローアップマニュアル」では、測定方法の留意点等は示されていない。

なお、経済産業省の「平成25年度中心市街地商業等活性化支援業務(中心市街地活性化施策の効果分析・検証事業)報告書」(平成26年3月経済産業省商務流通保安グループ中心市街地活性化室)では、歩行者通行量は、「すでに主要指標の1つとなっているが、今後も引き続き重要」とされ、「計測の仕方の統一を図り、計測頻度を増すことで、指標としての信頼性を向上させる」ことが必要とされている。

b 年間商品販売額

年間商品販売額は、計画が実施された地区の活性化度合いを測る指標として、「まち交評価の手引き」及び「中活申請マニュアル」でそ

れぞれ例示されている指標であり、都市再生整備計画では 5 計画 5 指標、中心市街地活性化基本計画では 16 計画 16 指標で設定されている。

年間商品販売額の測定方法をみると、18 計画 18 指標において、国の基幹統計調査である商業統計調査及び経済センサス基礎調査又は活動調査（以下「経済センサス」という。）の結果が活用されている。しかし、これら国の統計には一定の周期があることなどから、次のように過去の統計結果や独自のサンプル調査結果等を用いた推計により年間商品販売額を算出し評価しているものなどが 17 計画 17 指標あった。

- ① 経済センサスの調査時期と評価時期とが合わなかったことから、市独自の調査を併用し推計しており、大型店舗のサンプル調査に加え、商店街へのヒアリングや観光統計など他の統計資料を活用するなどして精度を高めようとしたが、適当な手法が見いだせず、次期計画においては年間商品販売額を指標としないとした中心市街地活性化基本計画が 1 計画
- ② 過去の商業統計の結果と毎年度の市独自のアンケート調査を併用し推計しており、当該アンケート調査においては、年間商品販売額に加え、前々年度及び前年度からの増加・減少率も把握している中心市街地活性化基本計画が 1 計画

また、18 計画のうち都市再生整備計画 1 計画においては、過去の商業統計の調査結果では年間商品販売額が増加傾向にあったが、計画期間中に大型店舗の撤退等があったことから、過去の増加傾向を基に評価値を推計することが困難として、大型店舗が撤退する前の直近の調査結果をそのまま評価値としていた。

「まち交評価の手引き」では「商業統計等の指定統計は、市町村が予め町丁目・小字単位に集計していないケースが少なくなく、過去の個票（調査票）を活用したデータ収集には多大な労力を要します。そのため、経年的なデータ収集の可能性を踏まえつつ、他者保有データの活用、計画区域に限定した独自調査を実施すること等が考えられま

す」などと測定方法の留意点等が説明されているが、「中活申請マニュアル」及び「中活フォローアップマニュアル」では、測定方法の留意点等は示されていない。

c 満足度指標

満足度指標は、計画が実施された地区の活性化度合いを測る指標として、「まち交評価の手引き」で例示されている指標であり、都市再生整備計画では62計画91指標と多く設定されている。

満足度指標の測定方法については、上記(イ)②で記載した適切に測定されていない例のほか、指標として設定された駅施設利用者の満足度の目標が未達成となったが、満足度調査の際にその回答理由等を把握していなかったため、何が原因で満足度が向上しなかったのか分析できず、事業効果が把握できなかったとしている都市再生整備計画が1計画みられた。

また、当該計画を作成した市は、満足度の測定・分析手法について、国から示してほしいとしている。

ウ 国における地方公共団体に対する指標設定・事後評価支援

地域再生計画については、「地域再生申請マニュアル」が作成されているが、地方公共団体の目的に応じた具体的な指標の設定例は示されておらず、事後評価の方法等について、地方公共団体が参考にするためのマニュアル等は作成されていない。

また、内閣府は、地方公共団体から報告を受けた事後評価結果について指標の測定方法等が適切かどうかなどの確認はしていないとしている。

都市再生整備計画については、まちづくり交付金が、平成22年度から国土交通省所管の地方公共団体向けの他の個別補助金等と統合され、社会資本整備総合交付金が新たに創設されており、現在は当該名称の交付金はないものの、国土交通省は、「まち交評価の手引き」を、社会資本総合整備計画の事後評価の際の、都市再生整備計画部分の評価に関する参考資料として市町村に周知している。

しかし、「まち交評価の手引き」は、平成20年に作成された後、改訂されていない。

また、国土交通省は、地方公共団体から報告を受けた事後評価結果について指標の測定方法等が適切かどうかなどの確認はしていないとしている。

中心市街地活性化基本計画については、「中活申請マニュアル」が作成されているが、市町村の目的に応じた具体的な指標の設定例は示されておらず、「中活フォローアップマニュアル」には、指標別の測定方法の留意点等について具体的に記載されていない。

また、内閣府は、地方公共団体が測定した指標の評価値が計画書どおりに測定されているかどうかの確認はしているとしている。

【所見】

したがって、内閣府及び国土交通省は、地域活性化3計画の効果の発現状況を的確に把握する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 計画で設定する指標について、地方公共団体の目的に応じたアウトカム指標の設定例、指標の測定に際し留意すべき点などを具体的に示したマニュアル等を作成又は改訂し、地方公共団体に対し周知すること。

その際、府省が自ら例示しており、地方公共団体が指標の目標値の設定や測定・分析に苦慮している指標については、それらの設定等の考え方や測定方法等を示すこと。

- ② 計画の効果的な推進を図るため、計画認定時や事後評価結果の報告時等において、効果の発現状況を適切に測定できるよう指標が適切に設定、測定されているかを確認し、必要に応じて地方公共団体に対し助言する等の支援を行うこと。

(4) 効果的に計画を作成・実施するに当たって重要な取組（地域住民等との連携、中間評価を踏まえた見直し等）の推進

（適切な情報収集による計画作成、実施及び見直し）

地域活性化3計画では、それぞれ、①地域再生基本方針において、地域の声を踏まえて、地域が自主的・自立的に取り組むこと、②都市再生基本方針において、市町村の自主性を尊重し、地域の有形・無形の資源を活用した創意工夫を最大限発揮すること、③中心市街地活性化基本方針において、地域の創意工夫をいかしながら、地域が必要とする事業等を総合的かつ一体的に推進することとされており、地域の実情を踏まえた適切な情報収集を行い、それを計画の作成、実施及び見直しに反映させていくこととされている。

（地域住民等との連携）

地域活性化3計画では、それぞれの基本方針において、計画の作成や実施に当たり、地域住民等（注）と連携を図ることとされている。

（注）地域再生基本方針においては、「住民、NPO、企業等」が、都市再生基本方針においては、「地域団体等」と「民間をはじめとした多様な主体」が、中心市街地活性化基本方針においては、「地域住民、地域経済団体、民間事業者、NPO、地域金融機関、地域交通事業者等」が例示されている。

（中間評価を踏まえた計画の見直し）

地域活性化3計画を実施するに当たっては、それぞれ、①地域再生基本方針において、計画期間中に、認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとし、目標の達成状況等についても確認するよう努めること、②「都市再生整備計画を活用したまちづくり実例集」（平成22年3月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）において、モニタリングは、交付期間中に、事業の進捗状況や成果の発現状況を把握して、その後の事業の進め方に資するために行う点検作業であり、まちづくりの目標達成の確実性向上等に有効であること、③中心市街地活性化基本方針において、計画期間中、原則毎年フォローアップ（定期フォローアップ）

を行うよう努めることとされており（地域再生計画のフォローアップ、都市再生整備計画のモニタリング、中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップを総称して、以下「中間評価」という。）、中間評価の実施に努めることとされている。

また、①地域再生基本方針において、認定地域再生計画に記載された事項と地域の現状や事業の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定地域再生計画の見直しを行うこと、②都市再生整備計画を活用したまちづくり実例集において、事業の円滑な執行管理とそれを踏まえた計画の修正等は、まちづくりの目標達成の確実性向上等に有効であること、③中心市街地活性化基本方針において、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況、目標の達成状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定基本計画の見直しを行うこととされており、それぞれ、中間評価結果を踏まえ、必要な場合に計画を見直すことの重要性が示されている。

（情報の提供）

地域再生法第36条では、内閣総理大臣は、政府の地域再生に関する施策に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとされている。

今回、効果的に計画を作成・実施するに当たって重要な取組と位置付けられている地域住民等との連携や中間評価等を踏まえた計画の見直し状況を調査した結果、次のとおり、適切に取り組み効果の発現がみられる計画がある一方、取組が不十分で効果の発現がみられない計画があり、国の情報提供も不十分な状況がみられた。

ア 地域住民等との連携状況

地方公共団体における地域住民等との連携状況を調査したところ、次のとおり、地域住民等と連携して計画を作成し、関連する指標が目標値に達している例がみられる一方、地域住民等のニーズ把握や事前調整が

不十分であり、関連する指標が目標値に達していない例がみられた。

① 地域住民等と連携して計画を作成し、関連する指標が目標値に達している例

i) 地域住民等のニーズを適切に把握して計画に反映している例

既存施設を活用して子育て支援施設を整備する計画について、市民に対するアンケート結果を基に子育て支援施設の整備を決め、公募で選任された子育て経験のある市民等の意見を踏まえて施設の整備内容の検討を行ったもの

ii) 地域住民等からのアイデアを活用して事業を実施している例

地元の有識者から、地域のブランド品（特産品）を活用して市のイメージアップを図り観光客を誘致するというアイデアが提供されたことを受けて事業内容に反映し、計画を作成したもの

iii) 地域住民等の意見を踏まえて計画を見直している例

まちづくり条例に基づく地域住民等の提案を受けて計画を作成し、計画期間途中においても、事業の進め方等について地域住民等と検討を重ねつつ計画を進めたもの

② 地域住民等のニーズ把握や事前調整が不十分であり、関連する指標が目標値に達していない例

i) 地域住民等のニーズ把握や事前調整が不十分な例

観光地へのアクセス道路を整備して観光客誘致を図る計画について、整備による過剰な車両進入に対する地域住民の不安の声等を受け、道路の供用が延期されていたもの

ii) 事業実施主体となる民間事業者との事前調整が不十分な例

駐車場や空きスペースに植樹を行う事業について、駐車場事業者の協力を得られず事業が着手されていなかったもの

イ 中間評価等を踏まえた計画の見直し状況

地方公共団体における中間評価等を踏まえた計画の見直し状況を調査したところ、次のとおり、中間評価等により計画期間途中における状況を把握して計画を見直し、関連する指標が目標値に達している例がみ

られる一方、中間評価等により計画期間途中における状況の変化を把握していない、又は把握していたが特段の対応をしておらず関連する指標が目標値に達していない例がみられた。

① 中間評価等により計画期間途中における状況を把握して計画等を見直し、関連する指標が目標値に達している例

i) 中間評価の結果を踏まえて事業の追加・見直している例

観光客等の誘致を図る計画について、中間評価において景観満足度や歴史ガイドの活用人数が目標を達成していなかったことから、有識者等を構成員とした会議において改善方策を検討し、当該検討結果を踏まえ、当初予定していた案内標識等の整備に加え、史跡の発掘調査・復元整備等の新規事業を追加したもの

ii) 効果の発現状況を踏まえて事業の見直している例

鉄道利用者の増加を図るため、鉄道の運行頻度を増加させる交通社会実験を行う事業について、事業期間を2期に分けて、1期の実績を踏まえて検討し、2期では1期で効果の発現が認められた区間に重点的に増発運行を行ったもの

iii) 地域の状況を踏まえて計画を見直している例

地域の雇用創出を図る計画について、農作物等の生産・加工・流通の各工程で必要とされる人材を育成する事業を実施していたものの雇用が十分に増加しなかったことなどを踏まえて検討し、地元の大学等から提案されるアイデアを事業化・商品化につなげることが重要として、新たに地元の大学で地域資源を更に付加価値の高い製品等へ転換できるビジネスモデル等を企画できる人材を育成する事業を実施し、新商品を開発したもの

② 中間評価等により計画期間途中における状況の変化を把握していない又は把握していたが特段の対応をしておらず、関連する指標が目標値に達していない例

i) 中間評価等により計画期間途中における状況の変化を把握していない例

歩道や運動公園等の整備を行い歩行者通行量の増加を図る計画

について、計画期間途中で用地確保が困難となり歩道の改装整備事業の内容を大幅に変更するなど、事業内容に大きな変化があったものの、国土交通省のマニュアル等で中間評価の実施が義務付けられていないとして、中間評価により状況を把握せず、代替事業の追加などの対策を講じていないもの

ii) 中間評価により把握した課題に対応していない例

中間評価において、近隣町に大型商業施設が開業した影響により中心市街地の小売業の年間商品販売額の目標達成が困難と見込んでいたが、内閣府に中間評価結果を報告した際に同府から未達成の要因等の聴取を受けたものの、目標達成のための取組についての指導・助言は特になく、当該市も適切な対応手段がないとして、特に事業の追加や見直しを実施していないもの

また、国の制度として中間評価の結果を翌年度以降の事業の継続可否の判断に活用している例が、次のとおりみられた。

地域再生計画のうち、地域の雇用創出を図る実践型地域雇用創造事業並びにその前身事業である地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）及び地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（これらを総称して、以下「地域雇用開発のための事業」という。）を活用する計画については、計画の作成主体である地方公共団体は、当該事業の指標として、事業の利用求職者数・利用企業数（以下「事業利用者数」という。）と就職者数・創業者数（以下「雇用創出数」という。）を設定し、毎年度、その目標の達成状況を評価して厚生労働省に提出することとされている。同省では、指標の目標の達成状況を踏まえて廃止を含めて事業の見直しを求めるなどの取扱いとしている。具体的には、実践型地域雇用創造事業では、i) 事業全体の雇用創出数の達成状況が50%未満又は2年連続して90%未満の場合は翌年度の事業の委託の継続を原則不可、ii) 同50%以上90%未満の場合は個々の事業の雇用創出数が90%未満かつ事業利用者数が80%未満であれば廃止を含めて事業の見直しを求めるなどの取扱いとしている。

今回、当省が調査した地域雇用開発のための事業を活用した計画の中には、計画初年度の雇用創出数が目標値の 50%未満となったことから、厚生労働省から事業の委託を取り消されている例がみられた。

ウ その他の取組

その他、地方公共団体における計画作成、実施及び見直しに係る取組状況を調査したところ、近隣市等の状況も含めて地域の状況を分析して計画を作成し、関連する指標が目標値に達している例がみられる一方、近隣市等の状況を十分把握しておらず関連する指標が目標値に達していない例がみられた。

- ① 近隣市等の状況も含めて地域の状況を分析して計画を作成し、関連する指標が目標値に達している例

近隣に人口や経済規模の大きな市があり、同様の取組を実施しても成功しないとして、自市の強みである飲食産業に着目して食文化を活用した事業を実施し、指標の一つである「サービス・飲食業のシェア」が目標値に達しているもの

- ② 近隣市等の状況を十分把握しておらず、関連する指標が目標値に達していない例

市町村合併の結果、市内に類似施設が多数存在する中で施設整備を行い、利用者数が目標値に達していないもの

エ 国による事例集の情報提供等の取組

今回、各府省が公表・配布している地域活性化3計画に係る事例集の内容や情報提供の状況を調査したところ、次のとおり、地域住民等との連携や中間評価を踏まえた計画の見直しに係る取組に着目した事例が紹介されていないのがみられた。また、事例集については、各府省において別個に作成され、それぞれのウェブサイトで公表されており、総覧性に乏しいものとなっていた。

- ① 地域住民等との連携や中間評価を踏まえた計画の見直しの取組に着目した事例の掲載状況

i) 地域再生計画に関する事例集（内閣府）

内閣府は、「地域の元気は日本の元気－特区・地域再生事例集－」（平成 21 年 3 月）や「地域再生戦略交付金活用事例」（平成 27 年 8 月）などを作成している。しかし、これらには、取組の一部として地域住民等と連携して事業を実施した旨に触れている事例もあるものの、特に地域住民等との連携や中間評価の取組に着目して取りまとめたものはない。

ii) 都市再生整備計画に関する事例集（国土交通省）

国土交通省は、平成 22 年 3 月に「都市再生整備計画を活用したまちづくり実例集」を作成し、プロセス別の事例紹介として、「18. 住民と協働してまちづくり計画を作成する」、「21. 交付期間中にモニタリング（中間評価）を行う」等の項目を設けて、地域住民等との連携や中間評価の取組に着目した事例を紹介している。

iii) 中心市街地活性化基本計画に関する事例集（内閣府）

内閣府は、平成 21 年 5 月及び 24 年 6 月に「中心市街地活性化取組事例集」を作成している。このほか、毎年度、前年度に計画期間が終了した中心市街地活性化基本計画の事後評価結果を取りまとめた「最終フォローアップ報告」において「好取組事例」を紹介している。しかし、これらには取組の一部として地域住民等と連携して事業を実施した旨に触れている事例もあるものの、特に地域住民等との連携や中間評価の取組に着目して取りまとめたものはない。

② 情報提供の方法

地域活性化 3 計画に関する事例集については、次のとおり、各府省において、それぞれ別個に作成され、それぞれ自省のウェブサイト上で公表されている。

経済産業省においては、中心市街地における商店街の再生事例等を紹介した「好きなまちで挑戦し続ける」を平成 25 年に作成し、同省のウェブサイトで公表しているほか、中心市街地活性化基本計画に係る同省の支援措置を活用した取組事例集「コンパクトでにぎわいあふ

れるまちづくりをめざして～戦略補助金を活用した中心市街地活性化事例集～」を作成して、同省のウェブサイトで公表している。

また、総務省（自治行政局）においては、地域活性化3計画を含む地域活性化の取組を紹介した「地域力創造優良事例集」を作成して、同省のウェブサイトで公表しているほか、地域活性化に取り組む地方公共団体自らが発信する「地域の元気創造プラットフォーム」を構築し、同省のウェブサイトで公表している。

さらに、国土交通省においては、中心市街地の活性化を推進するまちづくり会社等の活動を紹介した「まちづくり会社等の活動事例集」や、「中心市街地の空きビル活用及びリニューアール事例調査」等を同省のウェブサイトで公表している。また、上記①ii) の事例集についても国土交通省のウェブサイトで公表しているものの、内閣府のウェブサイトからリンクが貼られていない。

一方、地域再生基本方針においては、内閣府が、地域再生の成功事例を示すこととしているほか、関係府省の協力の下、地域再生に関する情報等（補助金・交付金等の予算措置、税制措置に加え、地域再生の推進のためにアドバイスや助言を行うことができる者の情報等）を、インターネット等により一元的に公表することとされている。内閣府では、地域再生計画、中心市街地活性化基本計画、構造改革特別区域計画及び総合特別区域計画に関する情報サイトとして「地域活性化総合情報サイト」を設置し、これらの制度や支援施策、認定された計画、好取組事例、地域活性化に関する専門家等に関する情報を提供していたが、平成27年6月に閉鎖された。その後、28年5月31日に「地方創生総合情報サイト」として再開されたものの、上記の他省庁が作成した事例集の掲載は行われておらず、また、地域住民等との連携や中間評価の結果を踏まえた計画の見直しの取組に着目した事例も掲載されていない。内閣府は、今後提供する情報の充実を図っていくとしている。

【所見】

したがって、内閣府は、地方公共団体における地域活性化に係る取組について、効果的に計画を作成・実施するに当たって重要な取組を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

i) 地域住民等との連携、ii) 中間評価結果を踏まえた計画の見直し等の地域活性化に取り組む地方公共団体の参考となる事例等を収集し、取りまとめ、その結果をウェブサイト等を活用し、一元的に公表すること。

(5) 計画期間中に発現した効果を持続させていく取組の推進

ア 計画期間終了後の効果測定の実施状況

計画期間終了後も計画で発現した効果が持続しているか把握するために設定した指標の値の推移を継続的に測定（以下「継続的な効果測定」という。）しているか調査したところ、継続的な効果測定を実施しているものは291計画中71計画(24.4%)、実施していないものは99計画(34.0%)であった。このほか、都市再生整備計画において、評価を確定させるために計画期間終了後に効果測定を実施していると回答があったものが121計画(41.6%)あった。

継続的な効果測定を実施している主な理由は次のとおりであった。

- ① 同様の目的を有する次期計画を実施中であり、当該次期計画の中間評価・事後評価を行うことが前計画の継続的な効果測定になっているとするもの(44計画)
- ② 引き続き市街地活性化に取り組んでいくために必要な情報であるとするもの(2計画)
- ③ 事後評価の際に1回だけ測定するのみであれば、そこで認められた効果が一時的なものか検証できないためとするもの(2計画)
- ④ その他、市の総合計画の指標として継続的に把握している、今後の参考となる可能性もあるため各年のデータを把握しているとするもの等(23計画)

一方、継続的な効果測定を実施していない主な理由は次のとおりであった。

- ① 事後評価を実施した際に各指標の目標値を上回る結果が得られたことから、継続的に効果測定する必要性を感じなかったなどとするもの(9計画)
- ② 継続的な効果測定について、国のマニュアル等で実施や報告が求められていないとするもの(8計画)
- ③ 計画期間終了後も継続的に効果を測定していきたいが、近い時期に事業を実施する予定がなければ、継続的な効果測定に係る所要の予算配賦について財政当局の理解が得られない、継続的な効果測定に取り組む時

間がないなど、コスト・事務負担に関するもの（6計画）

- ④ ハード整備事業の効果について、どの時点で効果測定・評価を行うか、単年度の実績で評価を行うか、複数年度の実績で評価を行うかなど、実施時期、手順等が国のマニュアル等で明確になっていないとするもの（1計画）
- ⑤ 継続的な効果測定を実施していない理由は不明とするもの（42計画）
- ⑥ その他、次期計画に基づき新しい事業が展開されていることから行っていない、継続して推移を把握していくような指標ではないとするもの等（33計画）

イ 一定期間経過後の施設利用者数等

今回調査対象とした計画以前に公費を投入し整備されたものも含めて複合施設等の利用者数の推移等を調査したところ、一定期間経過後に施設利用者数が大幅に減少しているものが3事例みられた。

これらの市では、いずれも施設利用者数等の効果の発現状況を継続的に把握し、その結果を踏まえて対策を講ずることにより、利用者数の減少に歯止めをかける努力をしており、中には一時的に利用者数の減少がみられた商業施設について、市が対策を講じた後に、利用者数が増加している例もみられた。

ウ 関係府省の対応等

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体に対し継続的な効果測定を行うことの重要性や、データの把握時期、把握した結果どうすべきかなど具体的な手順等を示していない。

なお、国土交通省は、事業完了後から継続的に中長期にわたり得られる効果（ストック効果）に着目した情報収集をし、研修等を活用して地方公共団体に情報提供を行っている。収集した事例の中には、平成20年度までに整備した事業の効果を継続的に測定し、新たな課題（観光客数の維持、向上等）に対応するため、新たな都市再生整備計画を作成・実施している例など、継続的な効果測定の取組もみられる。また、平成28年度におい

でもストック効果に関する情報収集を行うとしている。

【所見】

したがって、内閣府及び国土交通省は、継続的な効果測定やその結果を踏まえた対策の実施等、計画期間中に発現した効果を持続させていく取組を推進するため、次の措置を講ずる必要がある。

地方公共団体に対し、計画期間終了後も効果を持続させていくことの重要性を示すとともに、継続的な効果測定の実施状況、計画期間終了後の対策や効果が持続している事例等、計画で発現した効果を持続させるための取組を収集・分析し、地方公共団体の参考となる取組事例等を紹介するなど、情報提供の充実に努めること。

3 地域再生計画における申請手続の簡素合理化

(地域再生計画の認定手続等のワンストップ化)

平成 26 年 11 月に、地域再生法の一部改正により、認定・提出手続をワンストップ化する制度を設け、地方公共団体が地域再生計画と関連する複数の計画を一体的に作成しやすくするとともに、事務負担の軽減を図っている(以下、この改正を「平成 26 年 11 月改正」という。)

① 認定手続のワンストップ化

地方公共団体が、以下の i) から iii) までの計画に基づく事業及び措置を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣から当該地域再生計画の認定を受けたときに、当該地域再生計画と一緒に作成した以下の 3 計画も認定又は同意の効力が発生する。また、計画変更の際の手続もこれと同じとされている。

i) 中心市街地活性化基本計画 (内閣総理大臣認定の効力)

ii) 構造改革特別区域計画 (内閣総理大臣認定の効力)

iii) 産業集積形成等基本計画 (主務大臣 (経済産業大臣等) の同意の効力)

上記のワンストップ化の制度を活用して、平成 28 年 3 月までに中心市街地活性化基本計画 4 計画及び構造改革特別区域計画 1 計画が地域再生計画とともに認定されている。

② 提出手続のワンストップ化

地方公共団体が、地域再生計画と以下の i) から vii) までの計画を一緒に作成した場合、これらの計画を、内閣総理大臣に地域再生計画と併せて提出することができる。また、提出を受けた内閣総理大臣は遅滞なく関係行政機関の長にその写しを送付することとされ、その場合、以下の 7 計画が関係行政機関の長に提出又は送付があったものとみなすこととされている。また、計画変更の際の手続もこれと同じとされている。

i) 都市再生整備計画 (国土交通大臣への提出)

ii) 立地適正化計画 (国土交通大臣への提出)

iii) 地域住宅計画 (国土交通大臣への提出)

iv) 農山漁村活性化計画 (農林水産大臣への提出)

v) 広域的な地域活性化基盤整備計画 (国土交通大臣への提出)

- vi) 地域公共交通網形成計画（国土交通大臣及び総務大臣への送付）
- vii) 観光圏整備計画（国土交通大臣及び農林水産大臣への送付）

なお、平成 26 年 11 月改正前においても、「地域再生基本方針の一部変更について」（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定）において、地方公共団体が同一の区域において、地域再生基本方針に定める地域再生計画と連動した支援措置のほか、「構造改革特別区域基本方針」（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定）に定める特例措置及び中心市街地活性化基本方針に定める特別の措置の活用をする場合は、これらの措置を記載した計画を作成し、一括して認定を申請することができる」とされていた。

しかし、次のとおり、地域再生計画に関連する事業及び措置を記載し、地域再生計画と一緒に作成する計画の中で、地域雇用創造計画については認定手続及び提出手続のワンストップ化の対象となっていない。

（地域再生計画と地域雇用創造計画の関係）

地方公共団体が、認定地域再生計画に基づく中核的な支援施策の一つとなっている地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）第 10 条に基づく地域雇用開発のための事業（注1）を行うに当たっては、同法第 6 条に基づく地域雇用創造計画を作成し、厚生労働大臣の同意を得る必要がある。

このため、地域雇用開発のための事業を実施するためには、内閣総理大臣による地域再生計画の認定及び厚生労働大臣による地域雇用創造計画の同意の双方が必要となっている。

また、地域雇用創造計画においても、厚生労働大臣の同意を得て、地域雇用開発促進法に基づき国から受けられる支援措置は、地域雇用開発のための事業の委託のみである。

さらに、この地域の活力の再生を行う地域再生計画と地域雇用創造計画に基づく事業の関係について、地域雇用開発促進法第 14 条では、国は、同法に基づく地域雇用開発のための事業の委託等の措置と別に講ぜられる地域の活力の再生を推進するための措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるも

のとするとしている。

(注1) 事業開始年度別に次のとおりとなっている。

- ①「地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」（平成17年度～18年度）
- ②「地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）」（平成19年度～23年度）
- ③「実践型地域雇用創造事業」（平成24年度以降）

(注2)「地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」の対象地域については、同意雇用機会増大促進地域（地域雇用機会増大計画を作成し厚生労働大臣の同意を得た地域）又は、事業実施の直近1年間の有効求人倍率が1倍未満の地域とされ、後者の場合は、地域雇用創造計画の厚生労働大臣の同意が不要となっていた。

（ワンストップ化の対象とならなかった理由）

平成26年11月改正の際に、地域雇用創造計画の同意手続をワンストップ化の対象としなかった理由について、内閣府は、平成26年11月改正の際に、地域雇用創造計画を含めて認定手続及び提出手続のワンストップ化の余地があると思われる計画の制度を所管する省庁にその可否について照会したところ、厚生労働省から、以下の①及び②の理由により困難との回答があったためとしている。

- ① 地域雇用創造計画の同意に当たっては、都道府県労働局に設置される地方労働審議会の意見を踏まえる必要があること。
- ② 計画同意前のみならず同意後の事業の実施段階や中間評価の段階などに厚生労働省（都道府県労働局及び公共職業安定所）が指導・助言を行っており、計画の同意協議に係る提出窓口が内閣府になれば混乱が生じるおそれがあること。

今回、地域雇用開発のための事業を活用した地域再生計画の記載内容の類似性、マネジメント、手続等を調査した結果、次のとおりの状況がみられた。

ア 地域再生計画と地域雇用創造計画の記載内容等の類似性

地域再生計画と地域雇用創造計画の法定の記載事項及び今回当省が調査した両計画の記載事項等の比較を行ったところ、次のとおり類似する点が多くみられた。

(7) 法定の記載事項

地域再生計画は、地域再生法第5条第2項から第4項まで並びに地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第2条及び別記様式第1において、地域雇用創造計画は地域雇用開発促進法第6条第2項及び第3項において、それぞれ、次の事項を計画書に記載する、又は記載するよう努めることとされており、両計画では記載事項が重複している。

- ① 地域再生計画 区域、目標、事業、計画期間等
- ② 地域雇用創造計画 区域、地域重点分野、地域雇用開発を促進するための方策、計画期間、雇用動向、目標等

また、内閣府が作成している「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）」（平成27年12月14日内閣府地方創生推進室）では、実践型地域雇用創造事業を活用した地域再生計画の記載に当たっては、地方公共団体が厚生労働省に提出した同事業の「事業構想」の該当部分を抜き出して記載しても構わないとしている。

(4) 調査した計画の記載事項

今回、地域雇用開発のための事業を活用した地域再生計画20計画を調査した結果、次のような状況がみられた。

- ① 地域雇用創造計画の内容を把握できた9計画について、両計画の記載内容を比較したところ、区域及び計画期間はいずれも同じであった。

また、指標及びその目標値についても9計画中7計画でほぼ共通していた（注1）。

- ② 事業（地域再生計画）と地域雇用開発を促進するための方策（地域雇用創造計画）の記載内容について、一部異なっていたが、いずれも地域経済の活性化、雇用機会の創出を図るものであり、地域再生計画・地域雇用創造計画の双方に記載することに差し支えない内容であった（注2）。

（注1）9計画中9計画とも共通した指標（例：雇用者数）を設定しているが、加えて、

- ① うち2計画は、地域再生計画において、地域雇用創造計画にはない指標（市独自の事業実施による就職者数、有効求人倍率等）を設定していた。
- ② うち7計画は、地域再生計画において、地域雇用創造計画で設定されてい

る事業の利用者数を設定していなかった。

今回、地域における雇用機会の創出（地域再生計画）、地域における雇用創造といった制度の主旨に鑑み、①の2計画については共通していないと整理したものの、②の7計画については、事業の利用者数は雇用機会の創出等という目標を達成するための中間的な目標であるため、「ほぼ共通」としていると整理した。

なお、上記のほか両計画では指標は一致するものの目標値が一致しないものが4計画あるが、厚生労働省は、目標値の違いは現存する両計画書の作成時点の違いによるものであり、同時期に作成された計画で同じ地域雇用開発のための事業を活用したものであれば、本来は一致するものとしているため、同じものと整理した。

(注2) 9計画中9計画ともに、地域雇用創造計画では、地域再生計画に記載のない、地域雇用開発のための事業以外の国の支援施策（例：地域雇用開発助成金、地域創業助成金、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく各種支援制度等）を活用した事業が記載されている。

なお、注1 なお書きのとおり、時点の違いにより地域雇用開発のための事業等が一致しないものが5計画あるが、同じものと整理した。

イ 計画のマネジメント等

今回、地域雇用開発のための事業を活用した地域再生計画及び地域雇用創造計画を調査した結果、次のとおり、両計画を一体的に作成、運用した方が適切な計画のマネジメントが行われるとみられる例があった。

- ① 地域再生計画と地域雇用創造計画で同じ指標と目標値を設定し、計画期間途中で当該目標値を変更しているにもかかわらず、地域雇用創造計画のみを変更し（注）、地域再生計画は変更しておらず、目標値の変更について認定を行った内閣府に申請・情報提供されていないものが2計画
- ② 地域再生計画の支援措置として地域雇用開発のための事業のみを活用した計画について、地域雇用開発のための事業は、同事業の実績報告により事後評価をしているが、同事業以外の事業も含めた地域再生計画全体の事後評価は実施していないため、地域再生計画にのみ設定した指標の評価値を測定しておらず、地域再生計画全体の効果の発現状況を把握したものとなっていないものが3計画

(注) 地域雇用創造計画では、厚生労働省が地方公共団体に対して参考送付した「地域雇用開発促進法に基づく地域雇用創造計画に係る計画案の送付について（参考送付）」（平成19年8月1日付け厚生労働省職業安定局事務連絡）において、地域雇

用開発のための事業に係る事業実施計画等で目標値を変更した場合には、同事業実施計画による変更後の目標値を本計画の目標値とみなす旨の規定を定めることが望ましいとされ、本事例では、当該事務連絡を受けて当該みなし規定を定めており、計画期間途中に事業実施計画等で目標値を変更している。

ウ 地域再生計画の認定手続及び地域雇用創造計画の同意手続

内閣総理大臣による地域再生計画の認定手続と厚生労働大臣による地域雇用創造計画の同意手続は、次のとおりである。

(7) 地域再生計画の認定手続

地域再生基本方針 5 の 3) ③において、地域再生法第 5 条第 4 項に掲げる記載事項が記載されている場合のほか、当該基本方針で定める支援措置を活用して行う事業が記載されている場合、内閣総理大臣は、地域再生計画の認定（又は変更）に際し、当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意を得ることとされており、地域雇用開発のための事業を活用した地域再生計画を認定しようとするときは、内閣府は厚生労働省に同意を求めている。当該同意を求められた厚生労働省は、別途地方公共団体から同意の求めがあった地域雇用創造計画と内閣府から同意の求めがあった地域再生計画との間に齟齬（そご）を来していないかなどの観点で確認しているとしている。

なお、地域再生計画と連動した支援措置が地域雇用開発のための事業のみである場合は、内閣府が認定に当たって同意を求める行政機関は厚生労働省のみとなっている。

(1) 地域雇用創造計画の同意手続

地域雇用開発促進法第 6 条第 6 項において、市町村等から地域雇用創造計画の同意の求めがあった場合には、厚生労働大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県労働局に置かれる審議会の意見を聴かなければならないとされており、厚生労働省は、地域雇用創造計画の同意を行う際には、内閣府等 7 行政機関に協議している。当該協議を受けた内閣府は、地域再生計画の確認を踏まえて変更した点を地域雇用創造計画に反映するよう指摘するなど、両計画の整合性を中

心に確認を行っているとしている。また、厚生労働省は、並行して都道府県労働局に置かれる地方労働審議会の意見聴取の手続を行っているとしている。

(ウ) 手続の効率化の検討等

上記(ア)及び(イ)のとおり、内閣府と厚生労働省は、認定又は同意を行うに当たって、お互いに事前に協議や同意の求めを行い類似する書類をそれぞれ確認している現状にある。これらの計画書を一本化して、認定手続をワンストップ化することによる事務効率化のメリットは、地方公共団体のみならず、国においても享受できるものと考えられる。

一方、平成26年11月改正で認定手続がワンストップ化された3計画と比較して、地域雇用創造計画の同意については、あらかじめ地方労働審議会の意見を聴取する必要があるといった相違点がみられる。また、平成26年11月改正においては、認定手続がワンストップ化された3計画と地域再生計画の計画書は一本化されていない。これらのことから、内閣府及び厚生労働省は、認定手続のワンストップ化や計画書の一本化は、法制的な面も含めて、検討する必要があるとしている。

エ 調査対象とした地方都市からの意見

今回、調査対象とした地方都市から、次のような意見があった。

- ① 地域雇用開発のための事業を実施する場合、地域再生計画の認定申請及び地域雇用創造計画の同意の求めの前に、あらかじめ地域雇用開発のための事業の構想を記載した書類を厚生労働省に提出することになっており、その際には、地域雇用創造計画の案及び地域再生計画の案も提出している。これら三つの書類は、内容がほぼ同一であり、重複感がある。
- ② 地域雇用創造計画を地域再生計画に読み替えることにより作成すべき書類を減らすことや、両計画の申請・協議窓口を一本化するなどの申請事務の効率化を図ってほしい。

【所見】

したがって、内閣府及び厚生労働省は、関係府省が一体となって意欲ある地方公共団体の主体的な取組を総合的に支援する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

地域再生計画と地域雇用創造計画について、一体的に作成できるよう計画書の書式を統一化するなどできる限り書類等の簡素合理化を図り、協議等を要しない計画変更の際も府省相互で情報共有する仕組みを設けた上で、更なる手続の簡素合理化の検討を進め、その結果を踏まえ所要の措置を講ずること。